

韓国知的財産ニュース 2025年11月前期

(No. 543)

発行年月日：2026年1月21日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

このニュースは、11月01日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1【法案提出】租税特例制限法の一部改正法律案(議案番号:2213916)
- 1-2【法案提出】著作権法の一部改正法律案(議案番号:2213948)
- 1-3【法案提出】租税特例制限法の一部改正法律案(議案番号:2213962)
- 1-4【法案提出】特許法の一部改正法律案(議案番号:2213972)
- 1-5【法案提出】産業技術の流出防止及び保護の法律一部改正法律案(議案番号:2214098)
- 1-6【法案提出】実用新案法の一部改正法律案(議案番号:2214270)
- 1-7【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案(議案番号:2214278)

関係機関の動き

- 2-1 「K-知的財産」経営戦略を学ぶため、23カ国の中の有識者がソウルに集結
- 2-2 韓国知識財産局、職員のAI活用能力強化に乗り出す
- 2-3 韓国知識財産局、半導体企業「Steco」と懇談会を開催へ
- 2-4 韓国知識財産局と科学技術情報通信部、「2025グローバル情報文化技術標準学会議」開催へ
- 2-5 韓国知識財産局と忠南大学、「知的財産・バイオブリッジフォーラム2025」を開催へ
- 2-6 韓国知識財産局、「2025特許技術賞授賞式」を開催
- 2-7 韓国知識財産局、半導体装置企業のグローバル競争力確保のための懇談会を開催
- 2-8 韓国国家知識財産委員会、11月7日、「第7次知的財産政策公開討論会」を開催
- 2-9 韓国知識財産局と韓国ECモール、知的財産権における虚偽表示の根絶

に向け「協業による相乗効果」を發揮

- 2-10 韓国知識財産処、AI データセンターを守る未来技術を支援するための現場での意見交換に乗り出す
- 2-11 韓国知識財産処、韓日中で知的財産教育のために知恵を絞る
- 2-12 韓国知識財産処、輸出企業の海外進出に向けた専門性向上のため、知的財産保護の戦略発表会を開催
- 2-13 若者のアイデアが産業の未来へ、「2025 キャンパス特許ユニバーシアード表彰式」を開催
- 2-14 韓国知識財産処、物体認識安全管理のため、創業初期企業 AL テックと懇談会を開催
- 2-15 知的財産におけるハブ国家への飛躍に向けた政策討論会を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国知識財産処、模倣品の根絶に向けた商標紛争への対応戦略カンファレンスを開催

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 韓国知識財産処、商標及び意匠の国際出願説明会を開催
- 4-2 韓国知識財産処、部分デザインの名称記載要件の緩和などデザイン制度の簡素化

その他一般

- 5-1 韓国知識財産処、AI 分野の審査実務ガイド改正案について国民の意見を募集
- 5-2 韓国知識財産処、聴覚障害学生向けの発明教室を運営

法律、制度関連

1-1 【法案提出】租税特例制限法の一部改正法律案（議案番号:2213916）

議案立法(2025.11.05.)

議案番号:2213916

提案日:2025年11月5日

提案者:チョン・イルヨン議員、他9人

提案理由及び主要内容

最近、輸出の関税障壁の高まりを受け、製造業中心のハードマネーよりも、コンテンツ産業を始めとする、ソフトマネーの重要性が増している。韓国知識財産研究院の報告書によると、海外からの知的財産権の使用料が10%増加すると、GDPが0.4%上昇すると分析している。

海外でK-カルチャーへの関心が高まっている中、韓国国内コンテンツの海外輸出を奨励・保護し、国家及び企業の競争力を確保するためには、知的財産権保護のための費用に対する税制優遇措置が必要だ。

これに伴い、著作権、特許権、実用新案権、意匠権などの知的財産権を出願・登録する場合には、出願・登録料、審査請求料、代理人着手金などの100分の10(中堅企業は100分の20、中小企業は100分の30)に相当する金額を所得税、又は法人税から控除しようとするものである(案 第25条の8新設等)。

法律 第 号

租税特例制限法の一部改正法律案

租税特例制限法の一部を下記とおりに改正する。

第25条の8を下記とおりに新設する。

第25条の8(海外出願費用に対する税額控除)

① 韓国人が2028年12月31日までに、海外において大統領令で定める著作権、特許権、実用新案権、意匠権等の知的財産権を出願・登録する場合、出願・登録料、審査請求料、代理人着手金等、大統領令で定める関連費用(以下この条において「海外出願費用」という)の100分の10(中堅企業は100分の20、中小企業は100分の30)に相当する金額を、その費用を支出した日が属する課税年度の所得税(事業所得に対する所得税に限る)又は法人税から控除する。

② 海外出願費用を計算する際に、国・地方自治体・「公的機関の運営に関する法律」に基づく公的機関及び「韓国地方公企業法」に基づく、地方公企業等から支援を受けた海外出願費用は除外する。

③ 第1項の適用を受けようとする韓国人は、大統領令の定めにより税額控除申請を行わなければならぬ。

第72条第2項中「第25条の6」を「第25条の6、第25条の8」とする。

第127条第4項本文中「第25条の6」を「第25条の6、第25条の8」とする。

第128条第1項本文中「第25条の6」を「第25条の6、第25条の8」とする。

第 132 条第 1 項第 3 号中「第 25 条の 6、第 25 条の 7」を「第 25 条の 6 から第 25 条の 8 まで」とし、同条第 2 項第 3 号中「第 25 条の 6」を「第 25 条の 6、第 25 条の 8」とする。

第 144 条第 1 項中「第 25 条の 6、第 25 条の 7」を「第 25 条の 6 から第 25 条の 8 まで」とし、同条第 2 項中「第 25 条の 6、第 25 条の 7」を「第 25 条の 6 から第 25 条の 8 まで」とする。

附 則

第 1 条(施行日)この法律は、2026 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条(海外出願費用に対する税額控除に関する適用例)第 25 条の 8 の改正規定は、この法律の施行後、支出する費用から適用する。

1-2【法案提出】著作権法の一部改正法律案 (議案番号:2213948)

議案立法(2025.11.06.)

議案番号:2213948

提案日:2025 年 11 月 6 日

提案者:キム・ギヨフン議員、他 10 人

提案理由及び主要内容

現行法は、文化体育観光部長官が著作権の保護等に関する施策を策定し、不法複製等の著作財産権侵害に対して 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処している。

しかし、K-ウェブトゥーンなどは、韓国のコンテンツ産業を牽引する次世代中核産業として注目されているにもかかわらず、現行の処罰規定が実効的でないため、違法流通による著作権侵害被害が深刻であるだけでなく、政府レベルの著作権保護対策が不十分であるとの指摘がある。

これを受け、文化体育観光部長官は著作権保護に向けた総合対策を 3 年ごとに策定し、著作権保護に関連する推進計画を毎年策定・施行するとともに、著作財産権侵害に対する処罰を強化することで、著作権などの保護に積極的に対応しようとする(案第 2 条の 2 及び第 136 条)。

法律 第 号

著作権法の一部改正法律案

著作権法の一部を下記とおりに改正する。

第2条の2の表題中の「保護に関する施策」を「保護総合対策」とし、同条第1項各号以外の部分中の「施策を策定・施行することができる」を「事項を含む著作権保護に向けた総合対策を3年ごとに策定しなければならない」とし、同条第2項を第3項に、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項(従前の第2項)中「第1項による施策の」を「第1項及び第2項による総合対策及び推進計画の」とする。

② 文化体育観光部長官は、第1項に基づく総合対策に従い、著作権保護に関連する推進計画を毎年策定・施行しなければならない。

第136条第1項各号以外の部分中「5年」を「7年」に、「5千万ウォン」を「1億ウォン」とする。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布日から起算して6か月を経過した日から施行する。

第2条(著作権保護施策に関する経過措置)この法律施行の際、文化体育観光部長官が策定した著作権保護施策は、第2条の2の改正規定に基づき、策定された著作権保護総合対策及び推進計画とみなす。

1 - 3【法案提出】租税特例制限法の一部改正法律案(議案番号:2213962)

議案立法(2025.11.06.)

議案番号:2213962

提案日:2025年11月6日

提案者:シン・ジョンフン議員、他13人

提案理由及び主な内容

現行法は、特許権等を取得又は譲渡・貸与して発生する所得については、当該所得に対する所得税又は法人税の一部を減免する制度を設けている。

しかし、英国、フランスなどの主要先進国では、特許権等を事業化して発生した所得に対しても税制優遇を行う、いわゆる「パテントボックス(patent box)制度」を運用しており、韓国でも関連制度の運用必要性が提起されている。ただし、技術事業化への適用主体を中小企業・中堅企業又は、韓国国内復帰企業とし、適用対象を国家研究開発事業又は、新成長分野に限定することで、円滑な制度定着と効果の不確実性を低減することを目的とする。

これにより、中小・中堅企業又は、韓国国内復帰企業が特許権等を利用して国家研究開発事業の遂行過程又は、結果において創出・派生されたもの、あるいは新成長分野の財貨や業務委託を供給、提供することにより発生する所得については、所得税又は、法人税の 100 分の 15(中小企業の場合は 100 分の 30)を税額控除することで、特許権等を活用した技術事業化を促進しようとするものである。(案第 12 条第 4 項新設等)。

法律 第 号

租税特例制限法の一部改正法律案

租税特例制限法の一部を下記とおりに改正する。

第12条の表題中「技術の移転及び技術取得」を「技術移転・取得及び事業化」とし、同条第4項及び第5項をそれぞれ第5項及び第6項とし、同条に第4項を下記とおりに新設し、同条第6項(従前の第5項)中「第3項」を「第4項」とする。

④ 中小企業、大統領令で定める中堅企業又は「海外進出企業の韓国国内復帰支援に関する

る法律」第2条第4号に基づく韓国国内復帰企業が、大統領令で定める自己研究・開発した、特許権等又は内国人から取得、又は譲渡・貸与を受けた特許権等（大統領令で定める特殊関係者から取得、又は譲渡・貸与を受けた特許権等は除く）を利用して、生産した下記の各号のいずれかに該当する財貨又は役務を供給、又は提供することにより生じる所得については、当該所得に対する所得税又は法人税の100分の15（中小企業の場合は100分の30）に相当する税額を減免する。

1. 国家研究開発事業の遂行過程において、又はその結果により創出又は派生される大統領令で定める財貨又は役務

2. 新成長分野と関連する大統領令で定める財貨又は役務

第128条第2項・第3項及び第4項各号以外の部分本文中「第12条第1項・第3項」をそれぞれ「第12条第1項・第3項・第4項」とする。

第132条第1項第4号各目以外の部分本文及び同条第2項第4号各目以外の部分本文中「第12条第1項・第3項」をそれぞれ「第12条第1項・第3項・第4項」とする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月を経過した日から施行する。

第2条（技術移転・取得及び事業化等に対する課税特例に関する適用例）

第12条第4項の改正規定は、この法律施行後に発生する所得分から適用する。

1 - 4 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2213972）

議案立法(2025.11.06.)

議案番号:2213972

提案日:2025年11月6日

提案者:クアク・サンオン議員、他9人

提案理由

現行法は、特許権者及び専用実施権者の権利保護のため、差止請求権、損害賠償請求権、具体的行為の内容・方式等の提示義務及び資料提出命令制度等、特許侵害訴訟における様々な保護手段を設けている。

しかし、特許権侵害訴訟における侵害行為の立証に必要な証拠資料及び損害額算定に必要な証拠資料は、一般的に侵害者が保有しているが、特許侵害者が訴訟過程で証拠資料を提出しない、あるいはこれを毀損し、実際には特許関連の侵害訴訟で証拠として活用できないようになる場合があり、特許権者は依然として侵害に関する証拠確保及び被害立証に困難を経験している。

国家知識財産委員会の統計資料によると、特許権侵害訴訟における特許権者の勝訴率はわずか 14.8%であり、第一審の処理期間も 606 日かかる実情である。特に損害額算定に必要な証拠がなく、裁判官の自由裁量によって損害額が決定される割合が約 84.9%（知識財産研究院、2024 年）に達するなど、特許権者の権利救済に限界が顕著になっている。

一方、米国では特許権者が証拠開示制度(Discovery)を活用し、全方位に証拠確保ができ、ドイツでは専門家調査制度(Inspection)を設け、裁判所が指定した専門家により侵害立証に必要な証拠又は損害額算定に必要な証拠を調査するようにし、日本はドイツの制度を参考に専門家による事実調査を基に証拠確保が可能となるよう制度を整備した経緯がある。

これを受け、「特許法」を一部改正することにより、専門家による事実調査、法廷外供述の録取及び資料保全命令制度を導入する一方、現行の資料保全命令制度及び秘密保持命令制度を改善し、特許侵害訴訟における実体的真実を明らかにすることで、特許権者及び専用実施権者

の権利保護を強化し、迅速に紛争が解決することを目的としている。

主要内容

- イ. 侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料の毀損を防止するため、資料保全命令制度を新設する(案第 128 条の 3 新設)。
- ロ. 侵害の証明又は侵害による損害額の算定に関連する事実や資料の検証のため、当事者及び第三者を対象に法廷外の場所で尋問できるよう、当事者による尋問制度を新設する(案第 128 条の 4 新設)。
- ハ. 当事者による尋問制度の円滑な運営のため、裁判所は必要に応じて当事者に弁護士選任を命じる制度を新設する(案第 128 条の 5 新設)。
- 二. 侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な証拠確保のため、裁判所が指定した専門家が当事者の事務所等に出入りし、必要な調査を行える手続を新設する(案第 128 条の 6 新設)。
- ホ. 専門家による調査手続において、当事者と法律代理人の間で、授受された法律意見書は調査対象から除外されるよう関連規定を新設する(案第 128 条の 7 新設)。
- ヘ. その他、資料提出命令制度及び秘密保持命令制度等、現行制度の運営上の不備点を改善しようとするものである(案第 132 条等)。

法律 第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部下記とおりに改正する。

第 128 条の 3 から、第 128 条の 7 まで、それぞれ下記とおりに新設する。

第 128 条の 3(資料保全命令及び効果) ① 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係

る訴訟が提起された場合、又は提起されることが合理的に予見される場合であって、下記の各号に掲げる事実が認められる際、当事者の申請に基づき、侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を占有・管理・保管する者に対し、当該資料が毀損され又は使用され得ない状態にならぬよう、1年の範囲内で期間を定めて資料保全を命ずることができる。この場合、裁判所は当事者の申請に基づき、1回に限り1年の範囲内でその期間を延長することができる。

1. 資料保全命令の対象となる資料を特定するのに十分な事実

2. 資料保全を命じなければ、申請人に回復不能な損害が発生する恐れがあるという事実

② 当事者が第1項に基づく資料保全命令を申請する場合、次の各号の事項を明らかにしなければならない。

1. 資料を占有・管理・保管する者

2. 証明すべき事実

3. 保全しようとする資料

4. 資料保全の理由

③ 裁判所は、第1項による、資料保全命令をする場合、資料を占有・管理・保管する者に意見を陳述する機会を与えることができる。

④ 裁判所は、第1項による、資料保全命令により生じる占有・管理・保管者の損害を保全するため、必要な場合、第1項の資料保全命令を申請した当事者（以下この条において「申請当事者」という。）に対し、担保額及び担保提供の期間を定めて担保を提供するよう命ずることができ、その当事者がこれに従わないときは、その申請を却下することができる。この場合、本項の担保については、「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑤ 資料を占有・管理・保管する者が、第1項の資料保全命令に従わない際、裁判所は資料の記載によって証明しようとする当事者の主張を真実であると認めることができる。

⑥ 資料を占有・管理・保管する者は、第1項の資料保全命令の対象となつた資料を電子的

形態で管理しており、業務上の理由などで、その資料を更新する必要がある場合には、裁判所の許可に従い、その命令を受けた際の現状のまま、写しを裁判所に提出した後、その資料を更新することができる。この場合、写しの提出などについては、最高裁判所の規則により定める。

⑦ 資料保全を命ずる裁判所の決定については、異議の申立てをすることができる。この場合、異議の申立てに関する裁判所の決定に対しては、独立して不服を申し立てることができない。

⑧ 裁判所は、第1項による資料保全命令があつた後、7日以内に申請当事者が第1項による、訴訟を提起しない場合には、2週間以上の期間を定めて、申請当事者に訴訟提起を証明するよう命じなければならない。

⑨ 申請当事者が第8項の規定に基づき、指定した期間内に訴訟を提起したことを証明する書類を提出しない時、裁判所は、職権又は相手方当事者の申請に基づく決定により、申請当事者に対し、資料保全命令に関する費用の負担及び資料保全命令の取消しを命ずることができる。

⑩ 第9項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

⑪ 第1項の規定による資料保全命令に関する費用は、第1項による訴訟に関する訴訟費用の一部とする。

⑫ 第1項の管轄裁判所については、「民事訴訟法」第376条を準用する。

第128条の4(当事者による尋問等)①裁判所は、特許権又は専用実施権侵害訴において、当事者の申立てによる決定により、両当事者に対し、侵害の証明又は侵害による損害額の算定に係る事実又は資料の検証に必要な者(当事者を含む)を対象として、次の各号の事項を考慮し、相互に尋問させることができる。

1. 申述人の数、尋問の範囲(第128条の7第1項による法律意見書等は除く。以下この条において同じ。)・方法・場所及び弁護士選任の可否等が相手方当事者に過度な負担をもたら

らすか否か

2. 資料又は当事者が主張する事実の検証又は資料の保全のために必要な事項であるか否か

② 裁判所は第1項による尋問と関連して必要な場合、弁論準備期日を指定し、最初の弁論期日前に第1項による尋問手続きを終えるように尋問期間を定めることができる。

③ 裁判所は、第1項による両当事者に尋問を行う際、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「裁判所事務官等」という）に陳述人の陳述に映像録画装置を使用して映像録画及び録音を行わせなければならない。

1. 裁判所書記官・裁判所事務官・裁判所主事又は裁判所主事補
2. 「公証人法」第1条の2第1号による公証人
3. 第1号から第2号に規定する者に準ずるものであって、第1項の尋問に関する業務を遂行するのに適した者

④ 裁判所事務官等については、「民事訴訟法」第50条を準用する。

⑤ 裁判所事務官等は、陳述人に第1項の規定による尋問に先立ち、次の各号の事項を告知した後、宣誓を行わせなければならない。ただし、特別の事由がある際は、尋問上、宣誓を行わせることができる。

1. 事件番号及び事件名
2. 裁判所事務官等の氏名
3. 宣誓の義務及び趣旨
4. 次の事項に関する警告
 - イ. 当事者が陳述人である場合（法定代理人が陳述人である場合を含む。以下同じ）：虚偽陳述に対する制裁
 - ロ. 当事者以外の第三者が陳述人である場合：偽証の罰
5. その他、裁判官が第1項の尋問に関し、告知が必要と認めた事項

⑥ 裁判所事務官等は、第1項による尋問が完了した後、遅滞なく次に掲げる事項が記載された書面である陳述経過要約書を書面で作成し、映像録画物(録音物を含む。以下同じ。)とともに裁判所に提出しなければならない

1. 事件の表示
2. 裁判所事務官等の氏名
3. 出席した当事者・代理人・通訳人と出席しなかつた当事者の氏名
4. 審問期日及び場所
5. 陳述人の人的事項
6. 審問内容、方法及び手続に関する当事者の異議の要旨
7. 陳述拒否及び宣誓拒否があった場合には、その内容の要旨
8. 宣誓をさせず、当事者でない陳述人を尋問した場合のその要旨
9. その他、尋問の進行経過を確認するために必要な事項

⑦ 第1項による尋問の進行中、尋問内容、方法及び手続き等に関して、異議のある当事者は、異議内容を明確に陳述する方法により、異議を提起することができる。この場合、裁判所事務官等は、その異議の要旨を陳述経過要約書に記載した後、引き続き尋問手続きを進行しなければならない。

⑧ 両当事者は第3項に基づき、映像録画物について閲覧・複写をすることが可能であり、その映像録画物の全部又は一部と及びこれに関する録音書を証拠として提出することができる。この場合、裁判所は、必要があると認める場合には、当事者に対し尋問内容全体を記録した映像録画物とこれに関連する録音書を提出するよう命ずることができる。

⑨ 当事者は、映像記録物及びこれに係る録音書に第128条の7第1項に基づく、法律意見書などに関する陳述が含まれたことを理由として、その内容の削除を主張することができる。

⑩ 裁判所は、第9項に基づく主張に理由があると認める際は、映像記録物と共に係る筆

記録からその内容を削除しなければならない。

⑪両当事者のうち、一方が正当な理由なくに出頭しない、宣誓又は陳述を拒否する際、第1項に基づく尋問手続きを妨害する行為があった際は、裁判所は次のいずれか一つ以上の制裁を課すこと ができる。

1.陳述人が陳述する内容に関する相手方当事者の主張を真実と認定 2.陳述人が陳述する内容について具体的に主張することが著しく困難であり、陳述人として証明する事実を他の証拠で証明することを期待することが困難な事情が疎明される場合、証明すべき事実に関する相手方当事者の主張を真実であると認定

⑫この法律に特別な規定がある場合を除き、当事者でない陳述人を第1項により尋問する場合には、「民事訴訟法」第303条から第309条まで、第311条、第312条、第314条、第315条、第321条から 第324条まで、第327条の2及び第328条を、当事者である陳述人を 第1項に基づき尋問する場合には、「民事訴訟法」第309条、第321条、第322条、第327条第1項、第327条の2及び第370条を準用する

⑬当事者でない陳述人が陳述拒否又は宣誓拒否をする場合、拒否する理由を疎明しなければならない。

⑭第1項の尋問に対する裁判所の決定に対しては、異議の申立てをすることができる。この場合においては、異議の申立てに関する裁判所の決定については、独立して不服を申し立てることができない。

⑮その他、第1項による尋問に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第128条の5(弁護士選任命令)①裁判所は、第128条の4第1項の規定による尋問の円滑な進行のために、当事者が弁護士を訴訟代理人に選任する必要性が認められる場合、その当事者に期間を定めて弁護士を選任するよう命ずることができる。

②裁判所は、当事者が第1項の規定による命令を受けたにも関わらず、定められた期間内に弁護士を選任しない場合、第128条の4第1項による尋問を許容する決定を取り消すこ

とができる。

③裁判所は、第 128 条の 4 第 1 項の規定に基づく、申請の相手方当事者が第 1 項の規定による命令を受けたにも関わらず、正当な事由なくこれに応じず、第 128 条の 4 第 1 項の規定による尋問が実施されないようにするなど、尋問手続を妨害する際は、第 128 条の 4 第 11 項の規定による制裁を課すことができる。

第 128 条の 6(専門家による事実調査)①裁判所は、特許権又は専用実施権侵害訴訟において、次の各号の全て該当する場合、侵害の証明又は、侵害による損害額の算定に必要な証拠確保のため、当事者の申請により調査すべき証拠に係る分野の専門家を指定し、指定された専門家(以下「指定専門家」という)に、相手方当事者の事務所、工場及びその他相手方当事者が管理する場所へ出入りし、相手方当事者及びその従業員等に質問を行うこと、資料を閲覧・複写・装置の作動・計測・実験など必要な調査を行わせることができる。 1. 相手方当事者が特許権又は専用実施権を侵害した相当な可能性があること

2. 調査の必要性と比較して相手方の負担が過重でないこと
3. 当事者が他の手段で証拠を収集することを期待することが困難であること

② 裁判所は次の各号のいずれかに該当する者のうち 1 人以上を第 1 項の専門家として指定することができる。この場合、第 3 号による弁護士の資格を有する者を含めなければならない。

1. 「裁判所組織法」第 54 条の 2・第 54 条の 3 に基づく技術心理官又は調査官
2. 民事訴訟法第 164 条の 2 又は法第 154 条の 2 に基づく専門審理委員
3. 「弁護士法」第 4 条に基づく弁護士の資格を有する者
4. 「弁理士法」第 3 条に基づく弁理士の資格を有する者
5. その他最高裁判所規則で定める者

③裁判所は、第 1 項による調査の決定に先立ち、弁論準備期日を指定し、当事者及び相手方当事者に技術説明又は意見を陳述する機会を与えなければならない。

④裁判所は、第1項による指定専門家については、「民事訴訟法」第50条を準用する。

この場合において、「裁判所事務官等」は、「専門家」とみなす。

⑤第1項に基づき、指定された専門家は、裁判所が指定した期日内に調査結果を記載した報告書(以下「調査結果報告書」という)を裁判所に提出しなければならない。この場合、専門家は調査を行う際に知った事実を秘密に保持しなければならない。

⑥裁判所は、調査を受けた相手方当事者に、第5項の調査結果報告書を優先的に閲覧させなければならない。この場合において、調査を受けた相手方は、調査の対象・範囲に該当しない資料及び本人又は第三者の営業秘密(不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第2号の規定による営業秘密をいう。以下同じ。)に関する内容が調査結果報告書に含まれていることを理由に、その内容の削除を主張することができる。

⑦裁判所は、第6項による主張に理由があると認める時は、その内容を調査結果報告書から削除した後、改めて提出するよう指定専門家に命じなければならない。ただし、調査結果報告書に含まれる営業秘密が侵害の証明又は侵害による損害額算定に必ず必要な場合は、この限りではない。

⑧当事者又は、その訴訟代理人は、第5項から第7項までの手続を経て提出された調査結果報告書の閲覧・複写(以下「閲覧等」という。)を行う者を定め、閲覧等を申請することができる。ただし、裁判所は、調査結果報告書に調査を受けた相手方当事者又は第三者の営業秘密が含まれている際は、「民事訴訟法」第163条第1項にもかかわらず、調査結果報告書の全部又は一部について閲覧等を行うことができる者の指定において、専門家による事実調査を申請した当事者(以下この条において「申請当事者」という)を除外することができる。

⑨第8項の申請書に記載される閲覧等を行う者は、次の各号に該当する者のうち、申請人が定めた者を意味する。

1. 当事者又はその訴訟代理人
- 2.弁理士、会計士等、調査結果報告書の内容を理解するた

めに当事者又はその訴訟代理人が選任する者であり、関連内容について専門的な知識を有する者

⑩第8項ただし書に基づき、調査結果報告書の閲覧等ができる者に指定された場合、調査結果報告書の全部又は一部が当該事件の他の訴訟記録の一部であり、又は添付されている場合、裁判所は、「民事訴訟法」第163条第1項にもかかわらず、申請当事者を当該訴訟記録中の該当部分について閲覧等ができる者の指定から除外することができる。

⑪第1項の規定に基づき、調査を受ける相手方当事者は、指定専門家が要請する資料(第128条の7第1項の規定による法律意見書等及び同条第4項の規定により、相手方当事者が法律意見書等に該当すると主張する資料を除く。)を正当な理由なく提供しない等、調査を拒否・妨害又は忌避してはならない。この場合、相手方当事者が第1項による調査を拒否・妨害又は忌避する場合には、裁判所は資料の記載によって証明しようとする事実に関する申請当事者の主張を真実であると認めることができる。

⑫第1項による、相手方当事者又はその訴訟代理人は、最高裁判所規則が定めるところにより調査に参加することができる。

⑬裁判所は、第1項の規定による調査により生じる相手方当事者の被害を保全するために必要な場合、第1項の規定による調査を申請した当事者に対し、担保額及び担保提供の期間を定め、担保を提供するよう命ずることができ、当事者がこれに従わないときは、その調査申請を却下することができる。この場合、担保については、「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑭第1項による調査に関する費用は、訴訟費用の一部とする。

⑮第一項による調査に関する費用の予納については、「民事訴訟法」第116条を準用する。

⑯その他に第1項による調査の方法・手続・期間・費用、第7項による、調査結果報告書の作成方式など必要な事項は最高裁規則で定める。

⑰第1項による調査を命ずる裁判所の決定については、異議の申立てをすることができる。

異議の申立てに関する裁判所の決定については、独立して不服を申し立てることができない。

第 128 条の 7(調査対象及び範囲の制限) ①裁判所は、第 128 条の 6 第 1 項の規定に基づく調査の決定をしようとする場合において、調査を受ける相手方当事者が法律意見を求める目的、又はそれに対する意見を提供するために、その弁護士等代理人間で相互に授受した非公開資料、又は相手方当事者若しくはその弁護士等代理人が訴訟を予見し、その訴訟の準備若しくは遂行を目的として作成した非公開資料(以下「法律意見書等」という)をその調査の対象及び範囲から除外しなければならない。

②裁判所は、第 1 項に基づき、調査の対象及び範囲から除外される法律意見書等の確認が必要だと認められる場合、相手方当事者の申請に基づき、当該資料の目録を提出するよう命ずることができる。

③裁判所は、第 2 項の規定に基づき、提出された目録に該当する資料が法律意見書等に該当するか否かを判断するため、当該資料の提示を命ずることができる。この場合、裁判所は、その資料を他の者に閲覧させてはならない。

④第 128 条の 6 第 1 項による調査中に、第 3 項に基づく法律意見書等に該当するか否かを判断した非公開資料以外に、相手方当事者が法律意見書等に該当すると主張する資料がある場合、指定専門家は当該資料に関する調査を中止し、相手方当事者からの資料の目録を提出させ、裁判所に提出しなければならない。ただし、相手方当事者が当該資料の目録を提出しない場合、指定専門家は、その事実を第 128 条の 6 第 5 項による調査結果報告書に記載しなければならない。

⑤ 裁判所は、第 4 項の規定に基づき、提出された資料の目録に該当する資料が、法律意見書等に該当するか否かを判断するため、該当資料の提示を命ずることができる。この場合、裁判所は、その資料を他の者に閲覧させてはならない。

第 132 条第 1 項中「申請により」を「申請による決定で」とし、同項「所持者が」を「所持者が第 128 条の 7 による法律意見書等」とし、同条第 2 項中「資料の」を「第 1 項に基づく、当事者の申請がある場合、資料の所持者に意見を述べさせることができ、その資料の」とし、同条第 3 項中「範囲又は閲覧ができる者を指定しなければならない」を「範囲又は者を指定『民事訴訟法』第 163 条第 1 項にもかかわらず、当事者を指定から除外しなければならない」とし、第 6 項から第 8 項を次のように新設する

⑥裁判所は、第 1 項に基づき資料提出を命ずる場合、両当事者の協議が必要だと認めるときは、期日を定めて両当事者に出席を命ずることができる。

⑦第 1 項に基づく、資料提出の申し立てを認容する裁判所の決定に対しては、相手方当事者は異議申請をすることができる。この場合、異議の申立てに関する裁判所の決定については、独立して不服を申し立てることができない。

⑧第 1 項の規定に基づく申請に関連し、該当法律に規定していない事項については、「民事訴訟法」第 345 条及び第 346 条を準用する。

第 224 条の 3 第 5 項中「即時抗告をすることができる。」を「異議の申立てをすることができる。この場合、異議の申立てに関する裁判所の決定については、独立して不服を申し立てることができない。」とし、同条第 6 項を次のように新設する。

⑥ 第一項の規定による秘密保持命令を受けた訴訟代理人(第 128 条の 6 第 9 項第 2 号による専門的な知識を有する者を含む)は、その代理する当事者が第 128 条の 6 第 8 項及び第 10 項又は第 132 条の 3 項後段の規定により閲覧をすることができる者から除かれた場合、その当事者に対しても秘密を保持しなければならない。

第 224 条の 4 第 3 項中「即時抗告をすることができる。」を「異議の申立てをすることができる。この場合、異議の申立てに関する裁判所の決定については、独立して不服を申し立てることができない。」とする。

第 226 条の 2 第 2 項中「専門心理委員は」を「次の各号のいずれかに該当する者は」とし、同

項に各号を次のように新設する。

1. 第 128 条の 4 第 3 項に基づき、陳述人の陳述を映像録画する者で公務員でない
2. 第 128 条の 6 第 2 項に基づき、指定された専門家で公務員ではない者
3. 第 154 条の 2 に基づき、指定された専門審理委員

第 227 条第 2 項を第 3 項とし、同条に第 2 項及び第 4 項をそれぞれ次のように新設する。

②第 128 条の 4 第 5 項に基づき、宣誓した当事者でない陳述人が虚偽で陳述する場合には、
5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

④第 2 項の規定による罪を犯した陳述人が陳述した事件の裁判が確定する前に自白し、
又は自首した場合には、その刑を減輕又は免除することができる。

第 229 条の 2 の題名中「違反罪」を「等違反罪」とし、同条第 1 項中「第 224 条の 3 第 1 項
に」を「第 128 条の 6 第 5 項後段による秘密保持義務及び第 224 条の 3 第 1 項に」とする。

第 232 条第 1 項及び第 2 項をそれぞれ第 2 項及び第 4 項とし、第 4 項(従前の第 2 項)のうち「第 1 項に」を「第 2 項に」とし、同条における第 1 項及び第 3 項をそれぞれ次のように新設する。

①裁判所は、決定により正当な理由なくに第 128 条の 6 第 11 項に違反して調査を拒否・
妨害または忌避する場合、次の各号の区分に応じた金額の過怠金を賦課する。

1. 法人の場合:1 億ウォン以下
2. 法人の役員·従業員とその他の利害関係人の場合:5 千万ウォン以下

③第 1 項による過怠金は最高裁規則で定めるところにより、裁判所が賦課・徵収する。

附　　則

第 1 条(施行日) この法律は、公布後 1 年を経過した日から施行する。

第 2 条(訴訟に関する適用例) 第 128 条の 3 から第 128 条の 7 まで、第 132 条及び第 224

条の3、第226条の2、第227条、第229条の2、第232条の改正規定は、この法律の施行後に提起される訴訟から適用する。

1-5【法案提出】産業技術の流出防止及び保護の法律一部改正法律案（議案番号：

2214098）

議案立法（2025.11.）

議案番号：2214098

提案日：2025年11月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代替案の提案経緯

議案名	議案番号	代表提案	提案日	審査経緯
産業技術の 流出防止 及び保護に 関する法律 一部改正 法律案	2205939	キム・テニヨン議員	2024.11.27	-第422回国会(臨時会)第1次 産業通商資源中小ベンチャー企 業委員会(2025年2月19日)上 程後、提案説明、検討報告、代替 討論を経て回付
	2206161	パク・サンウン議員	2024.12.03	
	2206851	イ・ジョンベ議員	2024.12.23	
	2206960	パク・ドクフム議員	2024.12.26	
	2207055	イ・ジェグアン議員	2024.12.30	-第429回国会(定期会)第2次 産業通商資源特許小委員会 (2025年9月10日)上程、逐条 審査及び議決(代案反映廃棄)

	2209076	キム・ドンア議員	2025.03.19	第 429 回国会(定期会)第 1 次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会(2025.9.8.)上程後、提案説明、検討報告、代替討論を経て回付 -第 429 回国会(定期会)第 2 次産業通商資源特許小委員会(2025 年 9 月 10 日)上程、逐条審査及び議決(代案反映廃棄)
--	---------	----------	------------	---

イ. 第 429 回国会(定期会)第 2 次産業通商資源特許小委員会(2025 年 9 月 10 日)において、

上記 6 件の法律案を審査した結果、各法律案を本会議に付議しないこととし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を策定することにした。

ロ. 第 429 回国会(定期会)第 2 次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会(2025 年 9 月 25 日)において、産業通商資源特許小委員会が審査報告したように、6 件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに、産業通商資源特許小委員会が作成した委員会代案を提案することを議決した。

2. 代替案の提案理由及び主要内容

「素材・部品・装備産業の競争力強化及びサプライチェーン安定化のための特別措置法」に基づく、中核戦略技術を産業技術の定義に含めるようにし、当該技術の流出を防止・保護することで、国家の安全保障と国民経済の発展に貢献するとともに、産業技術の流出及び侵害に関する訴訟において、裁判所の資料提出命令に関する内容をより具体的に規定することで、円滑な裁判の進行を図るものである。

法律 第 号

産業技術の流出防止及び保護の法律一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を下記とおりに改正する。

第 2 条第 1 号中「リ」及び「ヌ」をそれぞれ「ヌ」及び「ル」とし、同号に、「リ」を下記とおりに新設する。

リ. 「素材・部品・装備産業の競争力強化及びサプライチェーン安定化のための特別措置法」

第 12 条に基づき選定された中核戦略技術

第 22 条の 3 の表題以外の部分を第 1 項とし、同条に第 2 項から第 5 項までをそれぞれ下記とおりに新設する。

②裁判所は、資料の所持者が第 1 項による提出を拒否する正当な理由があると主張する場合、その主張の当否を判断するため、資料の提示を命ずることができる。この場合、裁判所はその資料を他の者に見せてはならない。

③第 1 項により、提出されるべき資料が産業技術又は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第 2 条第 2 号に定める営業秘密（以下「営業秘密」という）に該当する場合であっても、侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要なときは、第 1 項但し書きの正当な理由とはみなさない。この場合、裁判所は提出命令の目的の範囲内で閲覧できる範囲または閲覧できる者を指定しなければならない。

④裁判所は、当事者が正当な理由なく資料提出命令に従わないとときは、資料の記載に関する相手方の主張を真実であると認めることができる。

⑤裁判所は、第 4 項に該当する場合において、資料の提出を申請した当事者が資料の記載について、具体的に主張することが著しく困難な事情があり、かつ資料をもって証明すべき事実を他の証拠をもって証明することも期待しがたいときは、当該当事者が資料の記載によって

証明しようとする事実に関する主張を真実であると認めることができる。

第 22 条の 4 第 1 項各号以外の部分本文中「産業技術に」をそれぞれ「産業技術又は営業秘密に」に、「産業技術を」をそれぞれ「産業技術又は営業秘密を」とし、同項各号以外の部分但書中「産業技術を」をそれぞれ「産業技術又は営業秘密を」とし、同項第 1 号中「産業技術が」を「産業技術又は営業秘密が」とし、同項第 2 号中「産業技術が」を「産業技術又は営業秘密が」とし、「産業技術の」を「産業技術又は営業秘密の」とし、同条第 2 項第 2 号中「産業技術を」を「産業技術又は営業秘密を」とする。

第 22 条の 5 第 5 項中「産業技術に」を「産業技術又は営業秘密に」とする。

付 則

この法律は公布の日から起算して6か月を経過した日から施行する。

1-6【法案提出】実用新案法の一部改正法律案（議案番号:2213270）

議案立法(2025.11.14.)

議案番号:2214270

提案日:2025 年 11 月 14 日

提案者:クアク・サンオン議員、他9人

提案理由及び主要内容

現行法は、実用新案権者の権利保護のため、「特許法」上の損害賠償請求権及び損害賠償請求権等民事訴訟手続に関する規定を準用している。

しかし、実用新案権関連の侵害訴訟において、侵害行為の立証及び損害額の算定に関する証拠資料は一般的に侵害者が保有しているが、訴訟過程で資料を提出しない、あるいはこれを毀損して侵害訴訟で証拠として活用できないようにする場合があり、権利者は依然として侵害に対する証拠確保及び被害立証に困難を経験している。

一方、米国は証拠開示制度(Discovery)により、全方位的に証拠を確保でき、ドイツは専門家調査制度(Inspection)を設け、裁判所が指定した専門家が侵害立証または損害額算定に必要な証拠を調査するよう定めている。日本の場合もドイツの制度を参考に、専門家による事実調査を進め、証拠確保が可能となるよう制度を整備した経緯がある。

これを受け、専門家による事実調査、法廷外供述の録取及び資料保全命令制度を導入するとともに、現行の資料提出命令制度及び秘密保持命令制度を改善し、実用新案権侵害訴訟における実体的真実を明らかにすることで、実用新案権者及び専用実施権者の権利保護を強化すると共に、迅速に紛争が解決されるようにするものである(案第30条等)。

参考事項

本法案は、クアク・サンオン議員が代表提案した「特許法一部改正法案」(議案番号第2213972号)の議決を前提とするため、同法案が議決されない場合または修正議決される場合には、これに合わせて調整されるべきである。

法律 第 号

実用新案法の一改正法律案

実用新案法の一部を下記とおりに改正する。

第30条中「第128条の2」を「第128条の2から第128条の7まで」とする。

第43条の題名以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のように新設する。

② 次の各号のいずれかに該当する者は、「刑法」第129条から第132条までの規定を適用する場合には、公務員とみなす。

1. 第30条により準用される「特許法」第128条の4第3項に基づき陳述人の陳述を映像録画する者の中で公務員でない者

2. 第30条により準用される「特許法」第128条の6第2項に基づき指定された専門家のうち公務員でない者

3. 第33条により準用される「特許法」第154条の2に基づき指定された専門審理委員

第47条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設する。

② 第30条により準用される「特許法」第128条の4第5項に基づき宣誓した当事者以外の陳述人が虚偽の陳述をした場合には、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

第49条の2第1項中「事由なく」を「事由なく第30条により準用される『特許法』第128条の6第5項後段による秘密保持義務又は」とする。

第52条第1項及び第2項をそれぞれ第2項及び第3項とし、同条に第1項を次のように新設し、同条第3項(従前の第2項)中「特許庁長官が」を「裁判所が賦課・徴収し、第2項による過料は大統領令で定めるところにより知識財産処長が」とする。

① 正当な理由なく第30条により準用される「特許法」第128条の6第11項に違反して調査を拒否・妨害又は忌避する場合、裁判所は決定により次の各号の区分に応じた金額の過怠料を賦課する。

1. 法人の場合:1億ウォン以下
2. 法人の役員・従業員及びその他の利害関係人の場合:5千万ウォン以下

附 則

第1条(施行期日)この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

第2条(実用新案権又は専用実施権侵害訴訟等に関する適用例)第30条、第43条、第47条第2項及び第49条の2の改正規定は、この法律の施行後に提起される訴訟から適用する。

1-7【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案(議案番号:2214278)

議案立法(2025.11.14.)

議案番号:2214278

提案日:2025年11月14日

提案者:クアク・サンオン議員、他9人

提案理由

現行法は、営業秘密保有者の財産権を保護するため、差止請求権、損害賠償請求権など、営業秘密侵害訴訟における多様な保護手段を設けている。

しかし、営業秘密侵害訴訟において、侵害行為の立証及び損害額算定に関する証拠資料は一般に侵害者が保有しているが、訴訟過程で資料を提出しない、又はこれを毀損して証拠として活用できないようにする事例があり、営業秘密保有者は依然として証拠確保及び被害立証に困難を抱えている。

一方、米国はディスカバリー(Discovery)により包括的に証拠を確保でき、ドイツは専門家調査制度(Inspection)を設け、裁判所が指定した専門家に侵害立証又は損害額算定に必要な証拠を調査させている。日本もドイツ制度を参考に、専門家による事実調査を通じて証拠確保が可能となるよう制度整備を行っている。

これを踏まえ、専門家による事実調査、法廷外供述の録取及び資料保全命令制度を導入し、営業秘密侵害訴訟における実体的真実を解明することにより、特許権者及び専用実施権者の権利保護を強化するとともに、紛争が迅速に解決されるようにするものである。

主要内容

- イ. 侵害の立証又は、侵害による損害額算定に必要な資料の毀損を防止するため、資料保全命令制度を新設する(案 第14条の8 新設)。
- ロ. 侵害の立証又は、侵害による損害額算定に係る事実又は資料の検証のため、当事者又は第三者を対象に法廷外の場所において尋問できるよう当事者による尋問制度を新設する(案 第14条の9 新設)。
- ハ. 当事者による、尋問制度の円滑な運用のため、裁判所は必要に応じて、当事者に弁護士を

選任するよう命ずる制度を新設する(案 第 14 条の 10 新設)。

二. 侵害の立証又は、侵害による損害額算定に必要な証拠確保のため、裁判所が指定した、専門家が当事者の事務所などに立ち入り、必要な調査を行うことができる手続を新設する(案 14 条の 11 新設)。

ホ. 専門家による調査手続において、当事者と法律代理人との間で授受された、法律相談文書は調査対象から除外されるよう関係規定を新設する(案 第 14 条の 12 新設)。

法律 第 号

不正競争防止及び営業秘密保護の法律一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を下記とおりに改正する。

第 14 条の 4 第 5 項中「即時抗告をすることができる。」を「異議申立てをすることができる。この場合、異議申立てに関する裁判所の決定に対しては、独立して不服を申し立てることができない。」とし、同条に第 6 項を下記とおりに新設する。

⑥ 第 1 項に基づく、秘密保持命令を受けた訴訟代理人(第 14 条の 11 第 9 項第 2 号に基づく専門的知識を有する者を含む。)は、その代理する当事者が第 14 条の 11 第 8 項及び第 10 項により閲覧可能な者から除外された場合であっても、当該当事者に秘密を保持しなければならない。

第 14 条の 5 第 3 項中「即時抗告をすることができる。」を「異議申立てをすることができる。この場合、異議申立てに関する裁判所の決定に関しては、独立して不服できない。」にする。

第 14 条の 8 から第 14 条の 12 までを、それぞれ下記とおりに新設する。

第 14 条の 8(資料保全命令及びその効力)① 裁判所は、営業秘密侵害の訴えが提起された又は提起されることが合理的に予想される場合であって、次の各号に掲げる事実が認められない

場合は、当事者の申立てにより、侵害の立証又は侵害による損害額算定に必要な資料を占有・管理・保管する者に対し、当該資料が毀損又は使用不能とならないよう、1年範囲で期間を定めて資料保全を命ずることができる。この場合、裁判所は当事者の申立てにより、1回に限り1年の範囲内で当該期間を延長することができる。

1. 資料保全命令の対象となる資料を特定するに十分な事実
2. 資料保全を命じなければ、申立人に回復することができない損害が生ずるおそれがある事実

②当事者が第1項に基づく資料保全命令を申し立てる場合には、次の各号の事項を明らかにしなければならない。

1. 資料を占有・管理・保管する者
2. 証明すべき事実
3. 保全しようとする資料
4. 資料保全の理由

③裁判所は、第1項に基づき資料保全命令をする場合、資料を占有・管理・保管する者に対し、意見を陳述する機会を付与することができる。

④裁判所は、第1項に基づく資料保全命令により生ずる、資料を占有・管理・保管する者の損害を填補するため、必要な場合、第1項の資料保全命令を申し立てた当事者(以下この条において「申立当事者」という。)に対し、担保額及び担保提供期間を定め、担保を提供するよう命ずることができ、当該当事者がこれに従わない際、その申立てを却下することができる。この場合、本項の担保については、「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑤資料を占有・管理・保管する者が第1項に基づく資料保全命令に従わないときは、裁判所は、資料の記載により証明しようとする事実に関する当事者の主張を真実と認定することができる。

- ⑥ 資料を占有・管理・保管する者が、第1項の資料保全命令の対象となる資料を電子的形態で管理しており、業務上の理由等により当該資料を更新する必要がある場合には、裁判所の許可により、命令を受けた時点の現状どおりの当該資料の写しを裁判所に提出した後、当該資料を更新することができる。この場合、写しの提出等に関する事項は最高裁判所の規則で定める。
- ⑦ 資料保全を命ずる裁判所の決定に対しては、異議申立てをすることができる。この場合、異議申立てに関する裁判所の決定に対しては、独立して不服を申し立てることができない。
- ⑧ 裁判所は、第1項に基づく資料保全命令があった後7日以内に、申立当事者が第1項に基づく訴えを提起しない場合には、2週間以上の期間を定め、申立当事者に訴え提起を証明させるよう命じなければならない。
- ⑨ 裁判所は、第1項に基づく資料保全命令があった後7日以内に、申立当事者が第1項に基づく訴えを提起しない場合には、2週間以上の期間を定め、申立当事者に訴え提起を証明させるよう命じなければならない。
- ⑩ 第9項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- ⑪ 第1項に基づく資料保全命令に関する費用は、第1項に基づく訴えに関する訴訟費用の一部とする。
- ⑫ 第1項の管轄裁判所については、「民事訴訟法」第376条を準用する。
- 第14条の9(当事者による尋問等)① 裁判所は、営業秘密侵害訴訟において、当事者の申立てによる決定により、両当事者に、侵害の立証又は侵害による損害額算定に関連する事実又は資料の検証に必要な者(当事者を含む。)を対象として、次の各号の事項を考慮し、相互に尋問させることができる。
1. 陳述人の数、尋問の範囲(第14条の7第1項に基づく法律助言書等は除外する。以下この条において同じ。)、方法・場所及び弁護士選任の有無等が相手方当事者に過度の負担を生じさせるか否か

2. 資料又は当事者が主張する事実の検証、又は資料の保全のために必要な事項であるか
否か

②裁判所は、第1項に基づく尋問に関連して必要がある場合、弁論準備期日を指定し、最初の弁論期日前に第1項に基づく尋問手続を終えるよう、尋問期間を定めることができる。

③裁判所は、第1項により両当事者に尋問を行わせる場合、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「裁判所事務官等」という。）に、陳述人の陳述を映像録画装置で映像録画及び録音させなければならない。

1. 裁判所書記官・裁判所事務官・裁判所主事又は裁判所主事補
2. 「公証人法」第1条の2第1号に基づく公証人
3. 第1号又は第2号に規定する者に準ずる者として、第1項の尋問に関する業務を遂行するのに適した者

④裁判所事務官等については、「民事訴訟法」第50条を準用する。

⑤裁判所事務官等は、陳述人に対し、第1項に基づく尋問に先立ち、次の各号の事項を告知した後、宣誓をさせなければならない。ただし、特別の事情があるときは、尋問後に宣誓をさせることができる。

1. 事件番号及び事件名
2. 裁判所事務官等の氏名
3. 宣誓の義務及び趣旨
4. 次の事項に関する警告

イ. 当事者が陳述人である場合（法定代理人が陳述人である場合を含む。以下同じ。）：虚偽陳述に対する制裁

ロ. 当事者でない第三者が陳述人である場合：偽証の罰

5. その他、裁判官が第1項の尋問に関し告知が必要であると認める事項

⑥ 裁判所事務官等は、第1項に基づく尋問が完了した後、遅滞なく、次の各号の事項を記

載した書面である陳述経過要約書を作成し、映像録画物（録音物を含む。以下同じ。）とともに裁判所に提出しなければならない。

1. 事件の表示
2. 裁判所事務官等の氏名
3. 出席した当事者・代理人・通訳人及び出席しなかった当事者の氏名
4. 尋問期日及び場所
5. 陳述人の人的事項
6. 尋問の内容、方法及び手続に関する当事者の異議の要旨
7. 陳述拒否又は宣誓拒否があった場合、その内容の要旨
8. 宣誓をさせないで、当事者でない陳述人を尋問した場合、その要旨
9. その他、尋問の進行経過を確認するために必要な事項

⑦第1項に基づく尋問の進行中、尋問の内容・方法及び手続等に関し異議がある当事者は、異議内容を明確に陳述する方法により異議を申し立てることができる。この場合、裁判所事務官等は、その異議の要旨を陳述経過要約書に記載した後、引き続き尋問手続を行しなければならない。

⑧両当事者は、第3項により映像録画物について閲覧・複写をすることができ、当該映像録画物の全部又は一部及びこれに対する反証書を証拠として提出することができる。この場合、裁判所は必要と認めるときは、当事者に対し、尋問内容全体を記録した映像録画物及びこれに対する録取書を提出するよう命ずることができる。

⑨当事者は、映像録画物及びこれに係る録取書に、第128条の9の7第1項に規定する法律助言文書等に関する陳述が含まれていることを理由として、その内容の削除を主張することができる。

⑩裁判所は、第9項による主張に理由があると認めるとときは、映像録画物及びこれに係る録取書から当該内容を削除しなければならない。

⑪当事者の一方が、正当な理由なく出席しない、宣誓又は陳述を拒否する等、第1項による訊問手続を妨害する場合には、裁判所は次の各号のいずれか一以上の制裁を科することができる。

1. 陳述人が陳述する内容に関する相手方当事者の主張を真実と認定すること
2. 陳述人が陳述する内容について具体的に主張することが現に困難であり、かつ、陳述により証明しようとする事実を他の証拠により証明することを期待し難い事情が疎明された場合に、証明しようとする事実に関する相手方当事者の主張を真実と認定すること

⑫この法律に特別の規定がある場合を除き、当事者でない陳述人を第1項により尋問する場合には、「民事訴訟法」第303条から第309条まで、第311条、第312条、第314条、第315条、第321条から第324条まで、第327条第1項、第327条の2及び第328条を、当事者である陳述人を第1項により訊問する場合には、「民事訴訟法」第309条、第321条、第322条、第327条第1項、第327条の2及び第370条を準用する。

⑬当事者でない陳述人が陳述拒否又は宣誓拒否をする場合には、その拒否の理由を疎明しなければならない。

⑭第1項の訊問に関する裁判所の決定に対しては、異議申立てをすることができる。この場合、異議申立てに関する裁判所の決定に対しては、独立して不服申立てをすることができない。

⑮そのほか、第1項による訊問に必要な事項は、大法院規則で定める。

第14条の10(弁護士選任命令) ① 裁判所は、第14条の10第1項による訊問を円滑に進行するため、当事者が弁護士を訴訟代理人として選任する必要性が認められる場合は、当該当事者に対し期間を定めて弁護士を選任するよう命ずることができる。

②裁判所は、当事者が第1項の規定による命令を受けたにもかかわらず、定められた期間内に弁護士を選任しない場合には、第14条の10第1項による訊問を許容する決定を取り消すことができる。

③裁判所は、第14条の10第1項による申立ての相手方当事者が、第1項の規定による命令を受けたにもかかわらず正当な理由なくこれに従わず、第14条の10第1項による訊問が実施できないようにするなど、訊問手続を妨害する場合には、第14条の10第11項による制裁を科すことができる。

第14条の11(専門家による事実調査) ① 裁判所は、営業秘密侵害訴訟において、次の各号のすべてに該当する場合、侵害の立証又は侵害による損害額の算定に必要な証拠確保のため、当事者の申立てにより、調査する証拠と関連する分野の専門家を指定し(以下「指定専門家」という)、指定専門家により、相手方当事者の事務所、工場その他相手方当事者が管理する場所に立ち入り、相手方当事者及びその職員等に質問し、又は資料の閲覧・複写、装置の作動・計測・実験等、必要な調査を行わせる旨を決定することができる。

1. 相手方当事者が営業秘密を侵害した相当な可能性があること
2. 調査の必要性に比して相手方当事者の負担が過重でないこと
3. 当事者が他の手段により証拠を収集することを期待し難いこと

②裁判所は、次の各号のいずれかに該当する者のうち1人以上を、第1項の専門家として指定することができる。この場合、第3号による弁護士の資格を有する者を含めなければならない。

1. 「法院組織法」第54条の2・第54条の3による技術審理官又は調査官
2. 「民事訴訟法」第164条の2又は第164条の2の2による専門審理委員
3. 「弁護士法」第4条による弁護士の資格を有する者
4. 「弁理士法」第3条による弁理士の資格を有する者
5. そのほか大法院規則で定める者

③裁判所は、第1項による調査の決定に先立ち、弁論準備期日を指定し、当事者及び相手方当事者に、技術説明又は意見を陳述する機会を付与しなければならない。

④裁判所は、第1項による指定専門家については、「民事訴訟法」第50条を準用する。この

場合、「裁判所事務官等」は「専門家」とみなす。

⑤第1項により指定された専門家は、裁判所が指定した期日内に、調査結果を記載した報告書(以下「調査結果報告書」という)を裁判所に提出しなければならない。この場合、専門家は、調査を通じて知り得た事実を秘密として保持しなければならない。

⑥裁判所は、調査を受けた相手方当事者に、第5項の調査結果報告書を優先して閲覧させなければならない。この場合、調査を受けた相手方当事者は、調査対象・範囲に該当しない資料、及び本人又は第三者の営業秘密に関する内容が調査結果報告書に含まれていることを理由として、その内容の削除を主張することができる。

⑦裁判所は、第6項による主張に理由があると認めるとときは、その内容を調査結果報告書から削除したうえで、再提出するよう指定専門家に命じなければならない。ただし、調査結果報告書に含まれた営業秘密が、侵害の立証又は侵害による損害額算定に必ず必要な場合には、そうしない。

⑧当事者又はその訴訟代理人は、第5項から第7項までの手続を経て提出された調査結果報告書について、閲覧・複写(以下「閲覧等」という)を行う者を定めて、閲覧等を申請することができる。ただし、裁判所は、調査結果報告書に調査を受けた相手方当事者又は第三者の営業秘密が含まれているときは、民事訴訟法第163条第1項にもかかわらず、調査結果報告書の全部又は一部について閲覧等を行うことができる者の指定において、専門家による事実調査を申請した当事者(以下この条において「申請当事者」という)を除外することができる。

⑨第8項の申請書に記載される閲覧等を行う者は、次の各号に該当する者のうち、申請人が定めた者をいう。

- 1.当事者又はその訴訟代理人
- 2.弁理士、会計士等、調査結果報告書の内容を理解するために当事者又はその訴訟代理人が選任する者で、資料に関連する内容について専門的知識を有する者

⑩第8項ただし書により調査結果報告書の閲覧等を行うことができる者が指定された場合、調査結果報告書の全部又は一部が当該事件の他の訴訟記録の一部である、又は添付されているときは、裁判所は、民事訴訟法第163条第1項にもかかわらず、申請当事者を当該訴訟記録中の当該部分について閲覧等を行うことができる者の指定から除外することができる。

⑪第1項により調査を受ける相手方当事者は、指定専門家が要求する資料(第14条の12第1項による法律助言文書等、及び同条第4項により相手方当事者が法律助言文書等に該当すると主張する資料は除く。)を正当な理由なく提供しない等、調査を拒否・妨害又は忌避してはならない。この場合、調査を拒否・妨害又は忌避する場合には、裁判所は、資料の記載により証明しようとする事実に関する申請当事者の主張を真実と認定することができる。

⑫第1項による相手方当事者又はその訴訟代理人は、大法院規則の定めるところにより調査に参加することができる。

⑬裁判所は、第1項による調査により発生する相手方当事者の被害を保全するため必要な場合、第1項による調査を申請した当事者に対し、担保額及び担保提供期間を定めて担保を提供するよう命ずることができ、当事者がこれに従わないときは、当該調査申請を却下することができる。この場合、担保については「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑭第1項による調査に関する費用は、訴訟費用の一部とする。

⑮第1項による調査に関する費用の予納については、「民事訴訟法」第116条を準用する。

⑯そのほか、第1項による調査の方法・手続・期間・費用、第7項による調査結果報告書の作成方式等、必要な事項は最高裁判所規則で定める。

⑰第1項による調査を命ずる裁判所の決定に対しては、異議申立てをすることができる。異議申立てに関する裁判所の決定に対しては、独立して不服申立てをすることができない。

第 14 条の 12(調査対象及び範囲の制限) ① 裁判所は、第 14 条の 11 第 1 項に査の決定をするに当たり、調査を受ける相手方当事者が、法律意見を求め、又はこれに関する意見を提供する目的で、その弁護士等の代理人との間で相互に授受した非公開資料、又は相手方当事者若しくはその弁護士等の代理人が訴訟を予見し、当該訴訟の準備又は遂行を目的として作成した非公開資料(以下「法律助言書等」という。)は、当該調査の対象及び範囲から除外しなければならない。

②裁判所は、第 1 項により調査の対象及び範囲から除外される法律助言書等の確認が必要であると認める場合、相手方当事者の申立てにより、当該資料の目録を提出するよう命ずることができる。

③裁判所は、第 2 項により提出された目録に係る資料が法律助言書等に該当するか否かを判断するため、当該資料の提示を命ずることができる。この場合、裁判所は当該資料を他人に閲覧させてはならない。

④第 14 条の 11 第 1 項に基づく調査中に、第 3 項により法律助言書等に該当するか否かを判断した非公開資料以外に、相手方当事者が法律助言書等に該当すると主張する資料があるときは、指定専門家は当該資料に対する調査を中止し、相手方当事者から当該資料の目録の提出を受けて裁判所に提出しなければならない。ただし、相手方当事者が当該資料の目録を提出しない場合には、指定専門家はその事実を第 14 条の 11 第 5 項に基づく調査結果報告書に記載しなければならない。

⑤裁判所は、第 4 項により提出された資料の目録に係る資料が法律助言書等に該当するか否かを判断するため、当該資料の提示を命ずることができる。この場合、裁判所は当該資料を他人に閲覧させてはならない。

第 17 条の 3 中「第 17 条第 3 項に基づく支援業務に従事する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を新設する。

1. 第 14 条の 9 第 3 項に基づき、陳述人の陳述を調書に記載する者の中、公務員でない者

2. 第 14 条の 11 第 2 項に基づき指定された専門家のうち、公務員でない者
3. 第 17 条第 3 項に基づく支援業務に従事する者
4. 第 18 条の 4 の表題「(秘密保持命令違反罪)」を「(秘密保持命令等違反罪)」に改め、同条第 1 項中「秘密保持命令に違反した者は」を「秘密保持命令又は第 14 条の 11 第 5 項後段に基づく秘密保持義務に違反した者」に改める。
5. 第 18 条の 6 を下記とおりに新設する。

第 18 条の 6(偽証罪)① 第 14 条の 9 第 5 項により宣誓した当事者でない陳述人が虚偽の陳述をしたときは、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

② 第 1 項の罪を犯した陳述人が、当該陳述に係る事件の裁判が確定する前に自白又は自首したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

第 20 条第 1 項を第 2 項とし、同条第 2 項を第 4 項とし、同条第 4 項(従前の第 2 項)中「第 1 項に」を「第 2 項に」に改め、第 1 項及び第 3 項をそれぞれ次のとおり新設する。

① 裁判所は、決定により、正当な理由なく第 128 条の 6 第 11 項に違反して調査を拒否・妨害又は忌避する場合、次の各号の区分に応じた金額の過料を科す。

1. 法人の場合: 1 億ウォン以下
2. 法人の役員・従業員及びその他の利害関係人の場合: 5 千万ウォン以下

③ 第 1 項に基づく過料は、大法院規則で定めるところにより、裁判所が科し、徴収する。

附 則

第 1 条(施行日)この法律は、公布後 1 年を経過した日から施行する。

第 2 条(訴訟に関する適用例)第 14 条の 4、第 14 条の 5、第 14 条の 8 から第 14 条の 12 ま

で、第 17 条の 3、第 18 条の 4、第 18 条の 6 及び第 20 条の改正規定は、この法律の施行後に訴えが提起される訴訟から適用する

関係機関の動き

2-1「K-知的財産」経営戦略を学ぶため、23カ国の有識者がソウルに集結

韓国知識財産処(2025.11.03.)

- 韓国知識財産処、世界知的所有権機関(WIPO)と共同で、国際知的財産専門家認証コース(AICC)を実施 -
- IP ビジネス研修コンテンツ「IP パノラマ 2.0」成績優秀者 35 名を招待し、深層学習を実施 -

韓国知識財産処は、世界知的所有権機関(WIPO)*および韓国発明振興会(KIPA)と共に、11月3日(月)から6日(木)まで、韓国知識財産センター(ソウル特別市江南区)において「国際知的財産専門家認証コース(AICC)**」を開催する。

* WIPO (World Intellectual Property Organization)

** AICC(Advanced International Certificate Course)

本年は、韓国知識財産処・WIPO・KIPA が共同で開発した知的財産(IP)ビジネス研修 e ラーニングコンテンツ「IP パノラマ 2.0」を活用し、オンライン課程を修了した 119 カ国 1,364 名の受講者のうち、23 カ国から 35 名の成績優秀者を最終選抜し、ソウルで対面による深層学習を実施する。本研修により、世界各国の知的財産分野の専門家が、知的財産経営および活用戦略を策定する際、一助となることが期待される。

今回の対面研修は、国際ビジネス経営の観点から、知的財産の効果的な活用に関連する▲知的財産(IP)価値評価と金融▲人工知能(AI)などの最新 IP 動向▲知的財産の価値評価・活用事例▲IP ライセンス戦略▲IP ライセンス交渉に向けた実習などで構成される。特に、創業初期企業・成長途上の企業におけるIP 経営戦略の策定方法、紛争対応戦略などの内容も取り上げ、経営実務能力の育成に役立つと期待される。

また、研修課程には、米国、ニュージーランドなどを含む、韓国国内外の著名なロースクール(韓国法科大学院)および経営専門大学院教授、特許裁判所判事などの知的財産分野の有名な専門家が講師として参加する予定だ。

一方、本課程は 2010 年から毎年運営しており、世界の企業・学界・政府などの多様な分野における知的財産分野の専門家を対象に、知的財産を活用した経営戦略についての研修を提供してきた。これまでの累計受講者は 188 カ国、15,000 人余りに上る。

韓国知識財産処のホ・ジェウ国際知的財研修院長は「韓国が開発・運営する本国際教育課程が、世界の知的財産人材育成に資することを願う」とし、「今後も『K-知的財産教育』を拡大させ、より多くのグローバル知的財産分野の専門家が育成されるよう積極的に支援していく」と述べた。

2-2 韓国知識財産処、職員の AI 活用能力強化に乗り出す

韓国知識財産処(2025.11.04.)

-11月4日、5日の両日、職員対象の人工知能(AI)活用能力強化に向けた研修を実施-

韓国知識財産処は、11月4日(火)から5日(水)、国際知識財産研修院(大田市儒城区所在)において、職員を対象に AI 活用能力を向上するための研修を実施する。

本研修は、知的財産を取り巻く政策環境が AI の進展により大きく変化する中、韓国知識財産処の職員(実務者)の AI に関する、理解度と業務への適用能力を向上させることを目的に企画された。本研修は合計 2 回に分けて実施される。

第1回(11月4日)は、「GPT マスターコース」として、近年注目されている ChatGPT などの生成 AI の基本的な使い方から、実務での適用方法、各種言語モデルを活用した情報収集、文書作成の手法などを扱う。第2回(11月5日)は、「AI を活用した Excel・PowerPoint 実務」研修として、データ分析の自動化、報告資料の可視化、プレゼンテーション作成など、AI を活用し実務に直結する内容を中心に実施する。

各回はオンライン 100 名、オフライン 40 名規模で並行して実施し、参加者はリアルタイムでの質疑応答や実習を進め、AI 技術を実際の業務に取り入れるための専門性を習得できる。

本研修は、今後推進予定の管理者向け AI リーダーシップ研修とも連携して実施されるもので、AI 活用能力を組織全体の力として拡大することで、組織文化の革新につながる AI を基盤とした知的財産分野における行政改革の礎となることが期待される。

韓国知識財産処のホ・ジェウ国際知識財産研修院長は「AI は行政の効率性を高めるツールであり、公務員文化の革新を導く触媒である」とし、「職員一人ひとりが AI に自信を持って活用できるようサポートし、さらに自律と協働が共存するスマートな行政文化を創り上げていく」と述べた。

2-3 韓国知識財産処、半導体企業「Steco」と懇談会を開催へ

韓国知識財産処(2025.11.04.)

-半導体パッケージング専門企業 STECO(株)を訪問し、現場懇談会を開催-

韓国知識財産処は、11月4日(火)15時、TAB 工程*を基盤に先端半導体製品を主力とする半導体パッケージング専門企業 STECO(株)(忠清南道天安市所在)を訪問し、半導体分野における知的財産の競争力強化に向けた懇談会を開催すると発表した。

* TAB(Tape Automated Bonding)工程:柔軟なフィルム状のテープ基板にチップ(Chip)を直接ボンディングする高密度半導体パッケージング技術

本懇談会は、最新の技術開発の動向や知的財産に関する課題を聴取し、半導体分野における知的財産の支援政策を紹介するなど、知的財産を活用した半導体産業の競争力強化を支援するために企画された。

また、高帯域幅メモリ(HBM**)に使用されるチップの積層技術に関する特許動向を共有し、半導体企業に対する実質的な支援に繋げる予定である。

** HBM(High Bandwidth Memory):多数のメモリチップをシリコン貫通電極(TSV)に用いて垂直方向に積層し、データ保存・伝送速度を高めた高帯域幅半導体メモリ

韓国知識財産処は、今年 2 月に半導体分野の企業、協会、研究機関、弁理士などで構成される「半導体知識財産協議体」を発足させた。4 月には知的財産を活用した半導体産業の持続的発展に向けた方策を模索する「半導体特許カンファレンス」を開催するなど、半導体分野の知的財産の競争力強化に向けて継続的に取り組んでいる。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は「AI や自動運転など急速に変化する技術競争の時代の中、半導体市場は新たな成長機会を迎えており」とし、「韓国知識財産処は、韓国の半導体企業の中核技術が事業化へと繋がり、真の成長を実現できるよう、今後も継続的に支援する」と述べた。

2-4 韓国知識財産処と科学技術情報通信部、「2025 グローバル情報文化技術標準学術会議」開催へ

韓国知識財産処 (2025.11.04.)

- 韓国知識財産処と韓国科学技術情報通信部、「2025 グローバル情報文化技術標準学術会」を開催へ(11 月 3 日～5 日) -
- フィジカル AI、AI の信頼性・安全性など、AI 技術の国際標準戦略について議論 -

韓国知識財産処は、韓国科学技術情報通信部と共同で、11 月 3 日(月)から 5 日(水)までの 3 日間、ソウルヤンジェドン(良才洞)のエルタワーにおいて「情報通信技術(ICT)標準学術会(GISC*)」を開催する。

* Global ICT Standards Conference

今年で 9 回目を迎える GISC は、「人工知能 for All(すべての人のための人工知能)」をテーマに、人工知能(AI)技術の恩恵をすべての人が公平に享受し、共に発展する包摂的なイノベーションの未来社会を実現するための方向性について議論する。また、人工知能(AI)、6G(第 6 世代移動通信システム)、量子などのデジタル戦略技術をめぐる標準化および知的財産戦略について議論するため、韓国内外の主要有識者 1,000 人以上が参加した。

特に、従来は韓国が単独で企画してきた「国際標準化戦略研究会」を、欧州電気通信標準化機構(ETSI)、英国科学・イノベーション・技術省(DSIT)、日本情報通信技術委員会(TTC)など、海外主要国と共同で主管する。これにより GISC は単なる学術会議にとどまらず、各国の政府と

共に、情報文化技術の標準化ビジョンを設計する、実質的な国際標準化協力プラットフォームとしての地位を確立した。

※ ETSI : European Telecommunications Standards Institute

DSIT : Department of Science, Innovation and Technology

TTC : Telecommunication Technology Committee

開幕式では、ETSI のジャン・エルスバーガー事務局長 (Jan Ellsberger) と、事実標準化団体クロノスグループ (Khronos Group) 会長であり、NVIDIA のニール・トレヴェット (Neil Trevett) 最高技術責任者 (CTO) である基調講演者として登壇し、フィジカル AI 時代の包括的で革新的なデジタル変革に向けた、グローバル標準化の方向性を提示し、参加者からの大きな関心を集めた。

11月3日から5日まで開催される3日間の本イベントは、グローバルトラックと韓国国内トラックに分かれて行われる。グローバルトラックは▲グローバル標準戦略研究会 1(フィジカル AI、量子、6G) ▲グローバル標準戦略研究会 2(標準専門性強化) ▲日中韓の IT 標準協力会議 ▲韓-国連の標準戦略ワークショップで構成される。韓国国内トラックは、▲情報文化技術標準・特許成果発表会 ▲情報文化技術標準特許研究会 ▲情報文化技術未来革新標準研究会 ▲人工知能倫理・安全性・信頼性研究会 ▲情報文化技術の標準諮問、国際標準化の専門家および標準化公開討論会成果の共有および活動説明会などで運営される。

韓国科学技術情報通信部のイ・ドギュ情報通信政策室長は「世界トップ 3 の人工知能 (AI) 大国のひとつへ飛躍するためには、グローバル標準化を推進し、韓国の AI が韓国国内を超えて、国際舞台で競争力と普遍性を備えることが不可欠である」とし、「独自 AI モデルの確保やフィジカル AI の育成など、AI 技術の競争力強化とともに、国際標準化活動を積極的に支援していく」と述べた。

また、韓国知識財産処のキム・ジョンギュン局長は「技術覇権争いの時代において、知的財産と標準必須特許は、技術主権を確保する中核的な戦略ツールとして重要性を増しており、特に両者が融合した標準必須特許 (SEP) は、グローバル情報文化技術市場の先占の中核要素となっている」とし、「韓国企業のグローバル市場先占を牽引し、これをもとに技術貿易の収支の改善も図れるよう、標準必須特許の競争力を確保のための支援を強化していく」と述べた。

2-5 韓国知識財産処と忠南大学、「知的財産・バイオブリッジフォーラム 2025」を開催へ

韓国知識財産処(2025.11.04.)

-産・学・研・官が参画し、バイオ産業における知的財産協力の場を整備(11月4日)-

韓国知識財産処と忠南(チョンナム)大学は、11月4日(火)14時、忠南大学融合教育革新センター(大田市儒城区所在)において「知的財産-バイオブリッジフォーラム 2025」を開催する。

本イベントは、テジョン(大田)地域のバイオ企業と知的財産(IP)分野の専門家が一堂に会し、協力ネットワークを構築するとともに、地域バイオ産業の持続的な成長につなげることを目的に企画された。本フォーラムは基調演説、特別講演、総合討論で構成される。また、特許審判院長、忠南大学教学副総長、バイオ・ヘルスケア協会副会長、韓国発明振興会常勤副会長など 100人余りが参加する。

基調講演では、Genomic tree のアン・ソンファン代表が「バイオ・ヘルスケアの革新技術を基盤としたグローバル市場開拓戦略」をテーマに、技術革新の事例や海外展開に向けた方案を紹介する。特別講演では、韓国知識財産処のキム・ヨン医薬品化学審査課長が「バイオ分野における特許紛争の現状と示唆」について、韓国特許戦略開発院のユ・ヨングン専門委員が「バイオ産業の事業性向上のための強固な特許創出戦略」について発表する。

総合討論では、国家バイオファウンドリ事業団のチョン・フンチェ事務局長が座長を務め、登壇者らと共に、バイオ産業における知的財産の保護・活用戦略や機関間の連携方策などについて議論する。

ソ・ウルス特許審判院長は「技術覇権をめぐる競争が激化する中、知的財産は産業革新の中核的な原動力として位置づけられている」とし「知的財産が大学・企業・専門家をつなぐ協働の架け橋(Bridge)となり、韓国のバイオ産業における中核エコシステムが拡散するきっかけになることを期待する」と述べた。

2-6 韓国知識財産処、「2025 特許技術賞授賞式」を開催

韓国知識財産処(2025.11.06.)

- 世宗大王賞に現代モービス(株)のソン・ジュンヨン研究員、

忠武公賞にサムスン SDS(株)・国民大学産学協力団のチエ・ギュヨン研究員ほか受賞 -

韓国知識財産処(処長:キム・ヨンソン)は、11月6日(木)15時より中央日報社屋(ソウル市麻浦区所在)において、中央日報と共同で、優れた発明を選定・表彰し、発明者の士気を高めるとともに発明の機運を拡大するための「2025年特許技術賞」授賞式を開催した。

〈世宗大王賞、現代モービス(株)「ヘッドライト制御装置および方法」〉

世宗大王賞(賞金 1,500 万ウォン)は「ヘッドライト制御装置および方法」を発明した現代モービス(株)のソン・ジュンヨン研究員が授与した。

現代モービス(株)は、ADAS(先進運転支援システム)と連携する先進インテリジェントヘッドライトを、追加のハードウェアなしにソフトウェアのみで開発し、夜間走行の安全性と利便性を飛躍的に高める技術を発明した。本技術は、レーダー、ナビゲーション、舵角センサーなどを活用し、対向車の眩惑を抑えつつ運転者の視界を最大限に確保し、消費電力も大幅に低減することで、コスト効率と技術競争力の両面で優れた成果を示した。

〈忠武公賞、サムスン SDS(株)、国民大学産学協力団と共同出願「サイドチャネル攻撃に安全な行列積演算を実行するための装置および方法」〉

忠武公賞(賞金 1,000 万ウォン)は、サイドチャネル攻撃*に安全な行列積演算を実行するための装置および方法を発明したチエ・ギュヨン研究員ほか 6 名(サムスン SDS(株)、国民大学産学協力団が共同出願)が受賞した。

* 暗号装置が演算過程で漏えいする電力、時間、音などの物理的な信号を分析し、秘密情報を抽出する攻撃

本特許技術は、量子コンピューティング攻撃にも耐性を持つ耐量子計算機暗号(PQC)の行列積演算の順序を変更し、演算オーバーヘッド*を最小化し、サイドチャネル攻撃への耐性を提供する技術である。当該技術は、企業向け協業ソリューション「BrityWorks」や「Samsung Cloud Platform」などに成功裏に適用され、実用性と市場性を立証した。

* 演算過程で発生する不要または追加的な演算、処理、準備作業

〈池錫永賞・ヒソン触媒(株)など 2 チーム、洪大容賞・(株)MIT など 4 チーム〉

池錫永賞(賞金 500 万ウォン)は、①「高い再生効率の直鎖型軽質炭化水素類脱水素化触媒の製造方法」に関する特許で、キム・ホドン主席研究员のほか 3 名(ヒソン触媒(株))、②「回転式直線往復運動装置およびこれを含むアプリケータ」に関する特許でキム・ギョンウォン部門長のほか 3 名((株)LG 生活健康、イ・ヘチャン代表共同出願)がそれぞれ受賞した。

①ヒソン触媒(株)は、日常生活で幅広く活用されるベースオイルであるオレフイン*物質を製造に使用される反応用触媒の製造方法に関する特許発明を開発した。当該技術を用いて、開発された触媒は、韓国国内外の脱水素化工程を運営する企業に適用・販売されている。

*炭素間に二重結合を有する不飽和炭化水素で、石油化学産業の基礎原料

②(株)LG 生活健康とイ・ヘチャン代表は、電動マスカラ分野において、世界初となる回転式直線往復運動装置に関する特許発明を開発し、この技術が適用された「デュアルモーション」電動マスカラは、技術革新性と安定性を確保し、2021 年発売以降、現在まで韓国で約 25 億ウォンの売上実績を上げている。

洪大容賞(賞金 200 万ウォン)は①(株)MIT の超音波検査システムおよびこれを利用した超音波検査方法、②韓国農業会社法人(株)シードピアのアミロース含有量が低い新品種の香り米、③エナジン(株)の高圧ガス容器、④(株)ピノバイオの DDX5 タンパク質に結合するカンプトテシン誘導体およびそのプロドラッグの発明者に授与された。

特許技術賞の受賞者には、表彰状と賞金に加え 韓国知識財産処の発明奨励事業の支援対象選定時に優遇措置が適用され、発明の事業化およびマーケティングのための「特許技術賞受賞マーク」も提供される。

* 優秀発明品の優先購入推薦、特許による製品革新支援

韓国知識財産処モク・ソンホ次長は「韓国知識財産処への昇格により、役割と責任の重みが増したこの時期に、韓国の技術革新を称える特許技術賞を授与することができ、より一層意義深い」とし、「韓国知識財産処は、発明者が心行くまでに研究し挑戦できるよう、知的財産が成長の

資産となる環境を整え、創造的な研究成果が公正に保護・活用されるよう最善を尽くす」と述べた。

2-7 韓国知識財産処、半導体装置企業のグローバル競争力確保のための懇談会を開催

韓国知識財産処(2025.11.06.)

-WONIK(IPS(株))を訪問し、国際特許の競争力確保のため、懇談会開催(11.6)-

韓国知識財産処(処長キム・ヨンソン)は11月6日(木)14時、半導体製造装置の専門企業であるWONIK (IPS (株))(京畿道平沢所在)を訪問し、知的財産に関する現場での懇談会を開催する。

本懇談会は、半導体技術をめぐって、グローバル技術競争の覇権争いが激化する中、韓国国内の半導体製造装置の開発をリードする、WONIK (IPS (株))との意見交換を行い、産業現場の生々しい意見を聴取することで、特許審査官の現場理解を深め、高品質な特許審査サービスを提供することを目的とする。

懇談会では、WONIK (IPS (株))が次世代の半導体製造装置関連の保有技術と製品を紹介し、韓国知識財産処は、超高速審査制度と特許基盤研究開発(IP-R&D)戦略支援など、カスタマイズされた知的財産保護戦略を紹介する見通しだ。また、半導体製造装置技術の産業および特許の動向についても共有し、深い議論を進める予定だ。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は「半導体は先端戦略産業として、知財を活用した技術の圧倒的な優位性確保が何よりも重要だ」とし、「今回の懇談会が相互理解を深める貴重な場となると考える」と述べた。また、「産業界との持続的な意見交換をすることで、韓国企業がグローバル競争力を備えた中核的な特許を確保できるよう、全面的な支援を惜しまない」と語った。

2-8 韓国国家知識財産委員会、11月7日、「第7次知的財産政策公開討論会」を開催

韓国知識財産処(2025.11.10.)

- これまでの主な知的財産(IP)をめぐる課題別の議論状況を点検・整理し、今後の国家知的財産政策の方向性と韓国知識財産処の役割などを議論 -

大統領直属の国家知識財産委員会(委員長イ・グアンヒョン、以下「知財委」)は、11月7日(金)18時、ソウルプレスセンターにおいて「2025年度第7次知的財産政策公開討論会」を開催し、▲これまでの公開討論会の結果および、主な知的財産分野での課題別の立法推進状況を報告、▲韓国知識財産処(以下「韓国知財処」)の発足と連携し、今後の国家知的財産政策の方向性と韓国知財処の役割などを深く議論した。

[これまでの会議結果および主要立法推進状況の報告]

韓国知財委は、本年新たに企画した「知的財産月例公開討論会」を開催し、特許無効率の改善、職務発明補償金の課税制度改編、知的財産訴訟の管轄集中および韓国型証拠収集制度の導入など、知的財産分野の主要課題を政策当局、報道関係者・民間の知的財産リーダー間で議論してきた。今回の第7回公開討論会では、これまでの議論結果と推進計画を最終的に整理し、点検する場とした。

まず、特許無効率の主な原因として、明細書の品質の低さと不十分な先行技術調査、進歩性判断基準の不一致などが指摘され、これに伴い、研究開発段階における特許分析の強化、審査時間の確保、判断基準の調和など、制度の改善が必要な事項であるとの提案があった。韓国知財処は、審査官1人当たりの過重な業務負担を軽減するため、審査人員の増員を継続的に推進し、特許審査品質の向上のための審査サービス革新方案を策定する予定であると明らかにした。

職務発明報奨金の課税制度に関しては、報奨金を勤労所得からその他所得へ転換し、分離課税(税率20%)を適用する案がこれまで議論されてきた。知財委も財政当局などの関係省庁との継続的な協議を推進する計画であると述べた。

また、知的財産訴訟の専門性強化のため、技術の安全保障関連法を含む、管轄集中の拡大・改善に向けた4法(民事・刑事・執行・裁判所組織法)が現在推進中であり、国会(法制司法委員会)に付託されている。

加えて、知的財産侵害訴訟における証拠確保の強化に向け、専門家による事実調査、資料保全命令、法廷外の供述録音などで構成される「韓国型証拠収集制度」の導入の必要性についても深く議論され、関連立法案は国会(産業通商資源・中小ベンチャー企業委員会)に付託されている。

[国家知的財産政策の方向性および韓国知財処の役割などに関する提言]

大韓弁理士会・知識財産政策研究所のチョン・チャホ所長は、「国家知的財産政策の方向性および韓国知財処の役割に関する提言」をテーマとする発表において、韓国特許の本質的な価値を高め、知的財産制度の先進化に向けた様々な取り組みを提示した。

同所長は、審査・審判の品質向上と無効率管理、無効審判の迅速化、間接侵害制度の改善などによる特許制度全般の質的な向上を強調した。IP5 特許庁共同の審査品質指数の開発と特許有効推定規定の新設、職権審理規定の改正など、根本的な制度改善の必要性を指摘した。

また、適時提出主義の徹底適用や、審判請求書の特定責任の強化をもとに、迅速かつ公正な審判が行われるべきであると述べた。さらに、特許権者の低い勝訴率の問題に触れ、判決の全件調査による原因分析と間接侵害制度の改善を促した。

司法体系改革の方向性としては、特許裁判所の知的財産高等裁判所への昇格、大田(テジョン)知的財産第一審裁判所の設立、原告の証明責任の緩和、侵害判断と損害賠償手続きの分離運営などを提案した。

チョン・チャホ知識財産政策研究所長は「知的財産の行政・審判・司法が有機的に連携する時、信頼される特許制度が完成する」とし「韓国知識財産処の発足とともに制度的革新が併行されるべきだ」と強調した。

イ・グアンヒョン委員長は「今年 10 月に発足した知識財産処の昇格と、今後政府レベルでの知的財産主管部署としての役割への期待が大きい」と述べ、「国家知識財産委員会も韓国知識財産処を支援し、知的財産が国家競争力の中核・源泉として位置づけられ、韓国がグローバル技術・文化の先導国として地位を確立できるよう最善の努力を尽くす」と語った。

2-9 韓国知識財産処と韓国 EC モール、知的財産権における虚偽表示の根絶に向け「協業による相乗効果」を発揮

韓国知識財産処(2025.11.10.)

- 初めて行う官民合同企画調査、ホーム・室内装飾用品分野における虚偽表示、合計 479 件を摘発 -
- 虚偽表示摘発にオンラインプラットフォームの自主参加の成果を確認 -

韓国知識財産処(処長キム・ヨンソン)は、8月1日(金)～9月5日(金)まで、韓国 EC モール*と合同で実施した「ホーム・室内装飾用品」知的財産権の虚偽表示における企画調査の結果、合計 479 件の虚偽表示を摘発したと発表した。

*韓国 EC モール 9 社(11 番街、G マーケット、ネイバースマートストア、オークション、NOL インターパーク、クーパン、SSG、ロッテ ON、CJ オンスタイル)のうち 6 社が参加

今回の点検は、最も基本的な生活空間である「家」で長時間使用する製品として、国民生活安全に影響を与える「ホーム・室内装飾用品」について、韓国知識財産処がインターネット販売掲載文内の知的財産権の虚偽表示 264 件を先に摘発し、6 つのオープンマーケットが該当製品に対する点検を独自に実施、215 件を追加で摘発し、是正措置した官民協力の成功事例である。

<「特許」虚偽表示が最も多く、特許以外の権利を特許と表示した事例も多数>

摘発された製品は▲「室内装飾小物」210 件、▲「寝室家具」(ベッドなど)155 件、▲「収納家具」(リビング収納棚など)41 件、▲「寝具」(布団など)35 件の順であった。このうち「特許権」の虚偽表示が 302 件で最も多く、他の知的財産権を特許と表示した事例も 104 件で、合計 406 件(84.8%)が「特許」に関連する虚偽表示であったことから、「特許取得商品は品質面でも優れているはず」という消費者の期待を悪用する事例が最も多いことが確認された。

<拒絶された権利と消滅した権利を有効権利であるように虚偽表示した件が全体の 77.5%>

虚偽表示の類型としては▲韓国知識財産処から登録拒否された権利を登録されたかのように表示した事例 179 件、▲以前は有効な権利であったが、現在は消滅した権利 192 件で、現在は

権利自体が存在しないにもかかわらず、特許番号などを表示してマーケティングに活用している「無権利虚偽表示」が全体の 77.5%と確認された。

今回の成果は、オンラインプラットフォームの積極的な参加と自主的な点検努力が中核的な役割を果たした。「11 番街」をはじめとする参加企業の積極的な協力は、健全な電子商取引環境の構築に大きく貢献すると同時に、消費者保護のためのプラットフォームの社会的責任を履行した模範事例と評価される。

韓国知識財産処と韓国知識財産保護院は、摘発された 479 件全体について削除、販売中止および修正措置を完了し、今後も知的財産権の虚偽表示が根絶されるよう EC モールとの協力体制を強化する方針である。

韓国知識財産処のシン・サンゴン知識財産保護協力局長は「オンライン市場の活性化の中で、知的財産権の虚偽表示問題は、消費者信頼を大きく損なう行為であり、問題解決のために EC モール自らが積極的に動いたことは意義深い」とし「韓国知識財産処は消費者が信頼できるオンライン取引環境が構築されるよう、虚偽表示根絶のために努力する」と述べた。

2-10 韓国知識財産処、AI データセンターを守る未来技術を支援するための現場での意見交換に乗り出す

韓国知識財産処(2025.11.11.)

-（株）SK イノベーションを訪問し、液浸冷却分野の知的財産支援策を模索-

韓国知識財産（処長キム・ヨンソン）は、11月 11 日（火）14 時、（株）SK イノベーション（大田広域市儒城区素材）を訪問し、データセンターの熱管理における、中核技術である液浸冷却分野の特許動向を共有し、現場の声を聴取すると発表した。

液浸冷却は、電気・電子機器を絶縁性流体*に浸漬して発熱を制御する技術で、空冷式よりも冷却性能とエネルギー効率に優れ、高性能人工知能サーバーの冷却に応用され始めており、電気自動車バッテリーの冷却技術としても注目されている。

* 電気を通さない流体で、合成油、シリコン油、鉱物油、フッ素系油などが使用される

(株)SK イノベーションは、潤滑油関連技術のノウハウを発展させ、データセンターや電気自動車向けの液浸冷却熱管理システムを開発してきた。

韓国知識財産処は、今回の現地訪問で液浸冷却油分野の特許分析の結果を共有し、今年10月15日から施行された超高速優先審査制度を紹介する予定である。また(株)SK イノベーションの液浸冷却研究施設などを視察し、最新の技術動向を把握するとともに、液浸冷却分野の特許審査に関する産業界の多様な要望事項も聴取する計画だ。

韓国知識財産処のイム・ヨンヒ化学生命審査局長は「人工知能時代において、データセンターの安全のための冷却技術の重要性はいくら強調しても過言ではない」とし、「急増するデータセンター需要に歩調を合わせ、韓国が液浸冷却技術でグローバルデータセンター市場において、技術競争力を確保できるよう積極的に支援する」と述べた。

2-11 韓国知識財産処、韓日中で知的財産教育のために知恵を絞る

韓国知識財産処(2025.11.11.)

- 韓日中、IP 研修機関の連携による未来の IP 人材育成、交流方案などについて議論 -
- 韓日中、知的財産研修機関長会合 11月11日(火)～12日(水) 両日開催 -

韓国知識財産処(処長キム・ヨンソン)国際知識財産研修院は、11月11日(火)から12日(水)、パルナスホテル済州(済州島西帰浦市所在)において「韓日中、知的財産研修機関長会合」を開催する。

「韓日中、知的財産研修機関長会合」は2010年から韓国・日本・中国が毎年順番に開催しており、2025年は韓国国際知識財産研修院が主催する。

本会合には、韓国国際知識財産研修院(IIPTI)、日本工業所有権情報・研修館(INPIT)、中国知識産権培訓中心(CIPTC)*など、韓・日・中の知的財産研修機関長が出席する。

*韓国国際知識財産研修院(International Intellectual Property Center, IIPTI)、日本工業所有権情報・研修館(National Center for Industrial Property Information and Training, INPIT)、中国知識産権培訓中心(China Intellectual Property Training Center)

本会合では、韓・日・中で知的財産研修機関の最新動向を共有し、将来の知的財産人材育成の方向性と教育協力拡大方案について議論する計画である。特に、韓・日・中の▲新規 e ラーニングコンテンツ開発戦略、▲外国人向けの知的財産教育運営、▲知的財産教育の現況などについて共有し、韓・日・中、共同で e ラーニング研修課程開発などについて重点的に議論する予定だ。

また、韓・日・中の会合とは別に、これまで推進されてきた各国との相互進出企業の研修および審査官における海外研修の成果を点検し、今後の運営方案について議論する。

韓国知識財産処のホ・ジェウ国際知的財産研修院長は「技術革新が加速する時代には、知的財産を正しく理解し、活用する人材の役割がますます重要になっている」とし、「今回の会合により、韓・日・中 3 カ国が相互研修協力を強化し、未来の産業環境に対応できる知的財産の教育体系を共に発展させていくことを期待する」と述べた。

2-12 韓国知識財産処、輸出企業の海外進出に向けた専門性向上のため、知的財産保護の戦略発表会を開催

韓国知識財産処(2025.11.11.)

- 韓国知識財産処、「2025 年海外進出に向けた知的財産保護戦略発表会」を開催(11 月 11 日) -
- 米国知的財産政策の変化と東アジア地域における知的財産保護戦略を共有 -

韓国知識財産処(処長キム・ヨンソン)は、11 月 11 日(火)14 時、エルタワー(ソウル市瑞草区所在)において「2025 年海外進出のための知的財産(IP)保護戦略セミナー」を開催すると発表した。

本イベントは、海外市場に進出をする企業が直面している、国際知的財産環境の変化に効果的に対応できるよう、グローバル知的財産政策・制度および保護戦略を共有するために企画された。特に、米国行政府で知的財産政策の変化と東アジア地域の知的財産保護制度および紛争

事例を紹介するなど、主要貿易国の紛争動向を点検し、輸出企業の海外知的財産分野における紛争予防および該当分野における専門性向上を支援する。

近年、米国内では人工知能・新興技術関連産業を中心に特許審査および訴訟制度の変化、知的財産侵害に対する安全保障・貿易問題の連携強化など、政策変化が急速に進んでいる。

また、東アジア諸国は、知的財産制度を高度化し、地域内の知的財産競争力の確保に乗り出している。これを受け、今回の発表会は主要国の中政策・制度変化に対する理解を深め、韓国の輸出企業が実務的に準備できる保護戦略を提示することに重点を置いて構成された。

講演では、韓国国内外の法律専門家および産業界の専門家が①国際特許紛争環境と政策リスク、②訴訟証拠能力の重要性、③東アジア地域における営業秘密・ブランド保護戦略を共有する予定だ。

ソ・ウルス特許審判院長は「人工知能と環境技術の発展、地政学的リスクなど急変する技術環境と国際情勢の中で、国際知的財産政策と制度もかつてない速さと複雑さで進化している」とし、「韓国知識財産処はこうした変化の中でも、韓国企業が先制的な対応戦略で技術とブランドを守りながら海外市場競争力を強化できるよう、実質的な知的財産保護体系と支援政策を継続的に拡大していく」と述べた。

2-13 若者のアイデアが産業の未来へ、「2025 キャンパス特許ユニバーシアード表彰式」を開催

韓国知識財産処(2025.11.12.)

- 全国 3,200 人の大学生が参加…未来の研究開発人材の発掘の場として定着 -
- 「積層型(3D) DRAM 技術特許戦略」韓国技術教育大学「Docent」チームが大統領賞受賞 -

「2025 キャンパス特許ユニバーシアード」最高賞である大統領賞は、韓国技術教育大学「Docent」チーム、国務総理賞は淑明(スンミョン)女子大学「価値 ON」チームがそれぞれ受賞する。

韓国知識財産処(処長キム・ヨンソン)は、11月12日(水)17時、エルタワー(ソウル市瑞草区所在)で「2025 キャンパス特許ユニバーシアード(Campus Patent Universiade、以下『CPU』)」表彰式を開催する。

今年で18回(2008年~)を迎えるCPUは、特許データ分析・活用教育により、企業が求める知的財産人材を育成し、大学の創造的アイデアを産業界に供給するため、毎年開催される韓国国内最大規模の知的財産コンテストである。

本大会は、国家科学技術研究会(NST)、大韓商工会議所、韓国中堅企業連合会などが主管機関として新たに参加し、サムスン電子・現代自動車・SKハイニックスなどの主要企業が後援機関として参加し、産業界との協力基盤がさらに強固になった。

本大会には、全国79の大学から合計1,456チーム(3,200名)が参加し、国民参加審査を含む5段階の厳しい審査を経て、30の大学のうち108チームが受賞の栄誉に輝いた。

最高賞である大統領賞は、SKハイニックスが出題した「積層型(3D)DRAM技術」課題について、国別・技術別・出願人別の特許動向を分析し、技術トレンドを予測して中核特許戦略を提示した韓国技術教育大学「Docent」チーム(キム・ヒョンス、イ・ガウン、ユ・ジェヨン、指導教授チン・ギヨンボク)が受賞する。

大統領賞受賞チームは「3D半導体技術の発展方向と特許トレンドを分析し、産業と知的財産が有機的に関連している点を実感した」とし「この経験を基に技術革新を牽引する人材として成長したい」と述べた。

国務総理賞は、韓国電子通信研究院(ETRI)の「自動運転技術」をテーマに、関連特許のポートフォリオを構築し、製品への適用可能性の高い特許を中心に、事業化戦略を提示した淑明女子大学「価値ON」チーム(イ・セウン、キム・ウンビン、チェ・ユンジョン、指導教授ハ・ユンス)が受賞する。

団体賞部門では、京畿大学が「最多受賞大学賞」を、漢陽(ハニヤン)大学 ERICA キャンパスが「最多応募大学賞」をそれぞれ受賞する。このほか、科学技術情報通信部長官賞、産業通商部長官賞、知識財産処長賞など、合計 108 点の賞が授与される。

受賞者には、大統領賞 2,000 万ウォンなど、総額 3 億ウォン余りの賞金と表彰状が授与され、「次世代知的財産リーダー(Y 知財 L)*」プログラムに参加し、体系的な知的財産の研修を受ける機会が与えられる予定だ。

* 最高経営責任者(CEO)講演、リーダーシップ知的財産講座、地域ネットワーク、産業界訪問、就職相談(メンタリング)などを提供

表彰式では、優秀な成績を収めた学生と指導教授への表彰に加え、大統領賞を受賞した韓国技術教育大学チームの優秀事例発表と、問題出題機関および参加学生間の交流イベントも同時に開催され、产学協力の意義を深める予定である。

一方、CPU は 2008 年に始まり、今年で 18 回目を迎え、最近 5 年間の受賞者の平均就職率は 78.6% で、同期間の工学系平均(70.4%)より、約 8% ポイント高い成果となっている。

〈参考)キャンパス特許ユニバーシアード受賞者の就職率〉

調査年度	2020	2021	2022	2023	2024
受賞者の就職率	70.0%	74.6%	86.0%	82.5%	80.0%
(工学系就職、教育部)	(69.9%)	(67.7%)	(69.9%)	(72.4%)	(71.9%)

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は「CPU は、学生たちを高い知識財産能力を備えた、未来の研究開発人材へと成長させ、企業には創造的な人材とアイデアを供給する優れた産・学・研・官の協力教育プログラムとして定着した」とし、「知識財産処は今後も知的財産基盤の人材育成のエコシステムを拡大し、若者たちが技術と創造力で、産業の変化を導いていくよう積極的に支援していく」と述べた。

2-14 韓国知識財産処、物体認識安全管理のため、創業初期企業 AL テックと懇談会を開催

韓国知識財産処(2025.11.13.)

韓国知識財産処(処長キム・ヨンソン)は、11月13日(木)14時、物体認識を活用し安全管理に取り組む創業初期企業、AL-TECH(大邱市達西区所在)を訪問し、研究開発担当者との現場での意見交換を行う、知的財産に関する懇談会を開催すると発表した。

今回の懇談会は「国民・企業と共にする現場での意見交換」の一環として、中小企業の知的財産権に関する懸案事項や提案事項を聴取し、特許審査政策に反映させるために企画された。

AL-TECH は、光ファイバーLED 結合型発光技術による交通安全ディスプレイ、物体認識技術をタワークレーンに適用した、安全管理ソリューション開発に特化した創業初期企業である。

知識財産処の放送メディア審査チームは、物体認識ベースのリアルタイムストリーミング技術とビジョンカメラの最近の特許品目別の動向資料を分析・共有し、物体認識特許技術の現状および研究開発特許戦略ビジョン案を提供する予定である。

AL-TECH のチョン・ジョンファン代表は「今回の懇談会は、AL-TECH の未来の飛躍に大きく寄与すると期待しており、安全管理に重点を置く政府の基調に沿い、物体認識技術を基盤とした安全ソリューション製品の持続的な研究開発と知的財産権の創出に最善を尽くす」と述べた。

韓国知識財産処のパク・ジェフン電気通信審査局長は「物体認識技術は、多様な分野に応用される技術であり、人工知能、自動運転、防衛産業などで中核的な役割を果たすと期待される」とし、「今回の懇談会を契機に、中小製造企業と現場の知的財産権の創出のための協力体制を強化し、企業課題を聴取して審査政策に積極的に反映させる」と語った。

2-15 知的財産におけるハブ国家への飛躍に向けた政策討論会を開催

韓国知識財産処(2025.11.13.)

- 韓国知識財産処の役割と主要政策方向性の提言など -

国家知識財産委員会(委員長イ・グアンヒョン、以下「知財委」)は「大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会*」とともに、2025年 11月 13日(木)10時、ヨイドのグラッドホテルにおいて、知

識財産処の設立を迎え、大韓民国が世界の知的財産ハブ国家へ飛躍するための国家知的財産主要政策の方向性を議論する討論会を開催した。

- * 国會議員と知的財産分野の民間専門家、韓国政府の高官が参加し、知的財産関連の制度改善のための討論会開催および立法活動などを推進するため設立 ('14.9.23)
 - (共同代表)パク・ボムグ議員、キム・ジョンジェ議員、国家知識財産委員会のイ・グアンヒョン民間委員長

本討論会には、国家知識財産委員会のイ・グアンヒョン委員長、パク・ボムグ議員、キム・ジョンジェ議員、チエ・スジン議員、チャ・ジホ議員を始め、韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長、韓国知識財産研究院のチエ・ギュワン院長、国家知識財産委員会のペク・マンギ委員長、大韓弁理士会のキム・ドウギュ会長、韓国知識財産サービス協会のコ・ギソク会長などが出場した。

知財委のイ・グアンヒョン委員長は挨拶で、「パク・ボムグ議員、キム・ジョンジェ議員を共同代表とする第 22 代国会世界特許(IP)ハブ国家推進委員会と新規発足を意義深く思う」とし「知的財産制度の先進化のため、国会と韓国知識財産処など関係機関の積極的な協力が必要」と述べた。

一方、新任の韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「今後、国家知識財産総括部署として革新的な知的財産政策を積極的に推進していく」とし、「そのため、世界特許(IP)ハブ国家推進委員会など関係機関、専門家と緊密に連携・協力していく」と語った。

新たに発足した韓国知識財産処の役割について発表した、キム・ミョンシン弁理士(明信特許法律事務所)は、韓国知識財産処が知的財産政策に関する政府全体の指揮本部としての役割を果たすべきであり、従来外局として政策の執行機能を遂行したことから、マクロ的な知的財産政策を立案・執行する部署へと役割転換が必要だと提言した。

また「知的財産訴訟の管轄集中の改善」について発表した、朝鮮(チヨソン)大学のハン・ジョン教授は、迅速・正確かつ一貫性のある判決のため、2025 年 9 月にパク・ボムグ議員、キム・ジョンジェ議員が代表発議した法案*改正の必要性を説明した。

※現行の知的財産訴訟の管轄集中対象の法律を技術安全関連の法律*に拡大し、刑事、民事仮処分、貿易委員会・特許庁行政処分に対する不服訴訟も含めるなど、4つの法律**改正を推進

* 不正競争防止・営業秘密保護法、産業技術保護法、半導体配置設計法など3つの法律

** 民事訴訟法、民事執行法、刑事訴訟法、裁判所組織法

ハンバット大学のキム・チャンファ教授は、人工知能(AI)関連の著作権保護および、著作物の利用に関する韓国国内外の法制動向を紹介し、現行のAI著作物の利用において、包括的な著作権公正利用規定*だけでは不十分であり、利用者の予測可能性を向上するため、AI学習データ利用時の著作権制限規定(TDM免責規定)**の一部導入などが必要であることを提示した。

* 著作権法第35条の5(著作物の公正な利用):著作物の一般的な利用方法と衝突せず、著作者に不当な損害を与えない場合には、著作物を利用することができる。

- 同規定のみでは、著作権者の同意のないAI学習の著作権侵害の可否が不明確

** Text and Data Mining(TDM)免責規定:大量のテキストやデータ処理時に著作権適用が制限される規定

主題発表に続いて行われた討論では、出席者らは現在の技術霸権の競争時代において、新設される韓国知識財産処の役割が何よりも重要であることを共有し、特に韓国知識財産処が韓国政府内に分散した知的財産政策を連携・調整する、統括的な役割が必要であると提言した。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国知識財産処、模倣品の根絶に向けた商標紛争への対応戦略カンファレンスを開催

韓国知識財産処(2024.4.17.)

- 韓国ウェブトゥーン産業協会、韓国人工知能・ソフトウェア産業協会(KOSA)、韓国ゲーム産業協会との間での新規業務協約を締結 -

韓国知識財産処(処長キム・ヨンソン)は、11月13日(木)10時、グランドメルキュール インペリアルパレスソウル江南(ソウル江南区所在)において、模倣品の根絶に向けた「商標紛争への対応戦略カンファレンス」(以下、カンファレンス)を開催すると発表した。

本カンファレンスには、ソ・ウルス特許審判院長をはじめ、在韓欧州商工会議所(ECCK)のペル・ステニアス副会長、韓国ファッショング協会のソン・レウン会長、韓国ウェブトーン産業協会のソ・ボムガン会長、韓国人工知能・ソフトウェア産業協会のソ・ソンイル副会長、韓国食品産業協会キム・ミョンチョル副会長など「K-ブランド保護官民協議体」参加機関と、アリババやクーパンなど「模倣品流通防止協議体」参加企業 130 社 200 余名が出席する。

主なイベントプログラムとしては、①模倣品根絶のためのパフォーマンス、②積極行政の一環として K-ブランド保護に向けた、官民協議体との間で新規参加機関の業務協約、③優秀機関・個人(模倣品流通防止協議体、K-ブランド保護官民協議体など)に対する表彰授与、主な発表*などが行われ、付帯イベントとして正規品・模倣品の比較展示とオンライン人工知能を活用した点検実演も実施される。

* 模倣品流通防止協議会・K-ブランド保護に向けた、官民協議会の主要成果を発表、模倣品流通への対応戦略を発表(商標権者、オンラインプラットフォーム)、K-ブランド保護に向けた官民協議会、優秀機関を発表など

ソ・ウルス特許審判院長は「個別企業が模倣品問題に対応するには専門人材の不在や費用不足などの理由で限界がある」とし、「韓国知識財産処は、K-ブランド保護官民協議会、模倣品流通防止協議会とともに韓国国内外の模倣品根絶のために最善を尽くす」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国知識財産処、商標及び意匠の国際出願説明会を開催

韓国知識財産処(2025.11.10.)

-マドリッド制度、ハーグ制度の概要および変更事項の案内、国際出願戦略および実務上の秘訣を共有-

韓国知識財産処(処長キム・ヨンソン)は、11月13日(木)14時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区所在)において、国際出願に関心のある一般人、弁理士業界の従事者、企業の知

的財産権担当者などを対象に「2025 年下半期国際商標・意匠出願説明会」を開催すると発表した。

2024 年の韓国のマドリッド(商標)国際出願件数は、世界 9 位で、ハーグ(意匠)国際出願件数は世界 3 位と、着実に上位を維持している。しかし、最近の K-ビューティー、K-ファンションなど、韓流産業の人気が世界的に拡散する中、韓国企業の商標や意匠を第三者が無断で先取ることや模倣して登録する事例も増加している。本説明会では、こうした被害を予防し、海外に進出済み、または進出準備中の韓国企業の円滑な国際知的財産権の確保を支援するために企画された。

* マドリッド・ハーグ国際出願:一つの国際出願書を提出するだけで日本、米国、欧州、中国など世界各国に同時に出願できる制度

本説明会では▲マドリッド・ハーグ国際出願を活用した海外商標・意匠出願戦略、▲国際出願制度および手続き、▲最新の制度変更事項、▲質疑応答などの内容で 2 時間にわたり行われる予定だ。

韓国知識財産処のイ・チュンジェ知識財産国際出願課長は「マドリッド・ハーグ国際出願は、K-ブランドの海外商標・意匠権を効果的に保護する最も中核的な手段」とし、「知識財産処は国民が迅速に海外の知識財産権を確保できるよう、説明会など多様な方法で国際出願に関する情報を継続的に提供する」と述べた。

4-2 韓国知識財産処、部分デザインの名称記載要件の緩和などデザイン制度の簡素化

韓国知識財産処(2025.11.14.)

- 国民が容易に利用できる制度として整備し、国際基準にも適合 -

韓国知識財産処(処長キム・ヨンソン)は、国民がより便利に意匠を登録できるよう、「意匠保護法施行令・施行規則」と「審査基準」を改正し、11 月 28 日から施行すると発表した。

今回の改正は、意匠登録出願書に不要に要求されていた項目を整理し、部分意匠における名称の記載要件を緩和することで、国民の利便性を高めることが核心内容だ。

【改正対象制度】

- 部分デザイン：製品全体ではなく、一部の形や形状を保護する制度
 - 例えば「カップの取っ手」「靴の靴底」のように、製品の特定部分を新たにデザインした場合、その部分のみを別途登録して保護できる
 - デザイナーや企業が創造的なデザインをより広範なデザイン権で保護できるようにし、第三者の模倣や侵害から当該部分を独立して保護できる

〈保護対象デザインが製品の一部である場合、その部分の名称使用が可能〉

(部分デザインの名称記載要件を緩和)今回の改正により、保護対象となるデザインが製品全体ではなく一部である場合、その部分の名称を自由に使用できるよう制度を改善した。

従来は、カップの取っ手のみが保護対象であっても、物品名称は全体である「カップ」のみで記載する必要があったが、今後は「カップ」または「カップの取っ手」のいずれかを選択して名称を使用できる。

この方式は、既に米国特許商標庁(USPTO)、欧州連合知的財産庁(EUIPO)などの主要機関で採用されており、今回の改正で韓国の制度も国際基準に適合するよう整備された。

(出願書記載項目の簡素化)これまで意匠登録出願書には、図面と説明で十分に確認可能な内容であるにもかかわらず「部分意匠の有無」を別途記載するよう定められており、出願人が誤って記載した場合、補正手続きを経る必要があり、不便であった。

改正後は、出願書から当該項目を削除し、出願人の不便を軽減するとともに、審査官が図面と説明を中心に迅速に判断できるようにした。

韓国知識財産処のイ・チュンム商標デザイン審査局長は「今回の改正は、国民がより容易かつ迅速に意匠権を確保できるようにした措置」とし、「韓国知識財産処は、今後も主要国の法制との調和を図りつつ、出願人が経験する不便を改善するため、継続的に取り組む」と述べた。

その他一般

5-1 韓国知識財産処、AI分野の審査実務ガイド改正案について国民の意見を募集

韓国知識財産処(2025.11.06.)

- 人工知能(AI)分野の審査実務ガイド改正案の国民意見募集、本日より開始 -

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、AI分野審査実務ガイドの改正案を公開し、11月5日(水)から20日(木)まで国民を対象に意見募集を実施するという。

2020年にAI分野審査実務ガイドが制定された後、2021年と2023年の2度にわたり改正を経て、AI発明の明細書作成および審査基準を理解するための代表的な指針書として活用されてきた。最近、フィジカルAI、製造AIなど産業の各分野で、AI活用が急速に拡散していることを受け、韓国知識財産処は最新技術環境を反映した、第3次改正を推進している。

本改正に向け、韓国知識財産処は「AI特許審査基準改正協議体」を発足させ、AI代表企業・大学・研究所などの懇談会を進め、改正案を策定した。現場の声を生々しく反映した本改正案には、生成AI、端末型AI、AIによる化合物推定など、5件の新規事例が追加され、既存の10件を含め、合計15件の具体的な審査事例が収録される。

改正案は韓国知識財産処WEBサイト(www.moip.go.kr)*で公開され、改正案に関心のある国民は誰でもオンライン**で意見を提出することができる。韓国知識財産処は寄せられた意見を検討して、最終案を確定し、2026年1月1日に韓国知識財産処WEBサイトで公開する予定だ。

* 知識財産処ウェブサイト>お知らせ>お知らせ事項>人工知能審査実務ガイド改正案の国民意見募集に関する投稿

** 意見募集 URL: <https://naver.me/FBa4JBPX>

韓国知識財産処のパク・ジェイルデジタル融合審査局長は「今回の改正により、急速に発展する AI 技術環境に適した審査基準を整え、産業界の革新活動を制度的に支援していく」とし、「AI が身近な存在になってきたように、多くの国民の皆様にご関心をお寄せいただきたい」と述べた。

5-2 韓国知識財産処、聴覚障害学生向けの発明教室を運営

韓国知識財産処(2025.11.07.)

- 忠州聖心(チュンジュソンシム)学校に続き、釜山培花(プサンペファ)学校を対象に教育を実施 -

韓国知識財産処は 11 月 7 日(金)13 時、釜山培和学校(釜山市水営区所在)において、韓国発明振興会と共に聴覚障害の中・高校生を対象に発明教室を運営すると発表した。

本教育は、教育に脆弱な階層の生徒を対象とした発明教育支援事業の一環として、忠州聖心学校(2025. 9.)に続き二度目となる。

釜山培和学校の生徒たちは、10 月 16 日(木)～11 月 7 日(金)まで「国家知識財産ポータル*」でオンライン事前学習を実施した。事前学習オンラインコンテンツとしては、知識財産処国際知識財産研修院が開発した字幕・手話コンテンツ「知的財産権侵害」が提供され、発明など知識財産の概念について理解を深める時間を設けた。

今回の現場教育では、発明実習課程として専門講師を派遣し、創造発明キットを活用した発明授業を実施する予定だ。

* 国民向け無料知的財産 e ラーニングサイト(www.ipacademy.net)

韓国知識財産処のホ・ジェウ国際知識財産研修院長は「今回の教育は積極行政の一環として、教育的に不利な状況にある生徒に対する発明教育支援のために設けられた」とし、「今後も発明教育の敷居を下げ、全ての生徒が発明家の夢を育めるよう積極的に支援していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム